

小山町
第3期
子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

(案)

令和7年3月

小 山 町

目 次

第 1 部 総論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	3
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
第 3 章 計画の基本的な考え方	32
 第 2 部 各論	 37
基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり	39
基本目標 2 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり	61
基本目標 3 子どもの成長を共に喜び合える地域社会の形成	78
基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり	88
 資料編	 91

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第3章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本町では、『子ども・子育て支援法』及び『次世代育成支援対策推進法』に基づく法定計画として、平成27年度から、5年を1期とする「小山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の子ども・子育て支援に関する基本理念や基本目標、各施策の目標・方向性等を定め、各種取組を進めてきました。本計画は、これまでの計画を踏襲しながら、新たな5年間の計画を策定するものです。

この間、国においては、我が国の構造的な問題である少子高齢化の対策の一環として、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進め、令和元年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」^{※1}（以下、「女性活躍推進法」という。）が改正されました。また、女性の活躍を支える社会基盤の整備として、近年、社会問題化している「小1の壁」^{※2}・「待機児童」の問題への対応も踏まえ、平成30年に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目指しています。

また、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始しました。さらに、同年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、同年11月には、すべての子どもが夢や希望を持つことのできる社会の構築を地域や社会全体で目指していくため、「子どもの貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が閣議決定される等、子ども・子育て世帯の支援体制の強化が図られています。

小山町第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）

小山町第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

小山町第2期子ども・子育て支援事業計画・中間見直し（令和5年3月）

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年12月公布・一部施行、平成28年4月に全面施行された法律で、令和8年3月31日までの時限立法です。女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定を国・自治体・301人以上雇用する事業主に義務づけています。

また、令和元年5月29日に女性活躍推進法等の一部が改正され、一般事業主が行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特定認定制度の創設等の対策が講じられ、令和元年6月5日に公布・施行されました。

※2 小1の壁の問題

小学校入学後の方が、保育園に通っていた頃よりも仕事を続ける上での支援が少なく、仕事と子育ての両立が難しくなることが「小1の壁」と言われており、子どもの小学校入学を機に、退職や転職を選ぶ保護者も少なくありません。共働き世帯が増加する中で、放課後児童クラブの待機児童問題等が全国的に深刻化しています。

加えて、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標であるSDGs^{※3}の「誰一人として取り残さない」という基本的な考え方を踏まえて、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こども基本法が令和4年6月に成立し、令和5年4月施行され、全てのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会を目指してこども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定などについて定められました。

本町においても、少子化の傾向が今後も進む一方で共働き世帯が大きく増加し、また、家族形態の多様化や地域社会の変化等もあいまって、子ども・子育て支援に関するニーズは増加・多様化しています。

そのため、こうした国の施策や社会の状況を踏まえ、これまでの取組の継承発展を目指して、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「小山町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとします。

※3 SDGs（エス・ディー・ジーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、「持続可能な開発目標」の略称で、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年までの目標です。

SDGsは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、子どもの最善の利益の実現を子ども・子育て支援施策の展開においても取り入れるべき重要な視点です。



1-2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

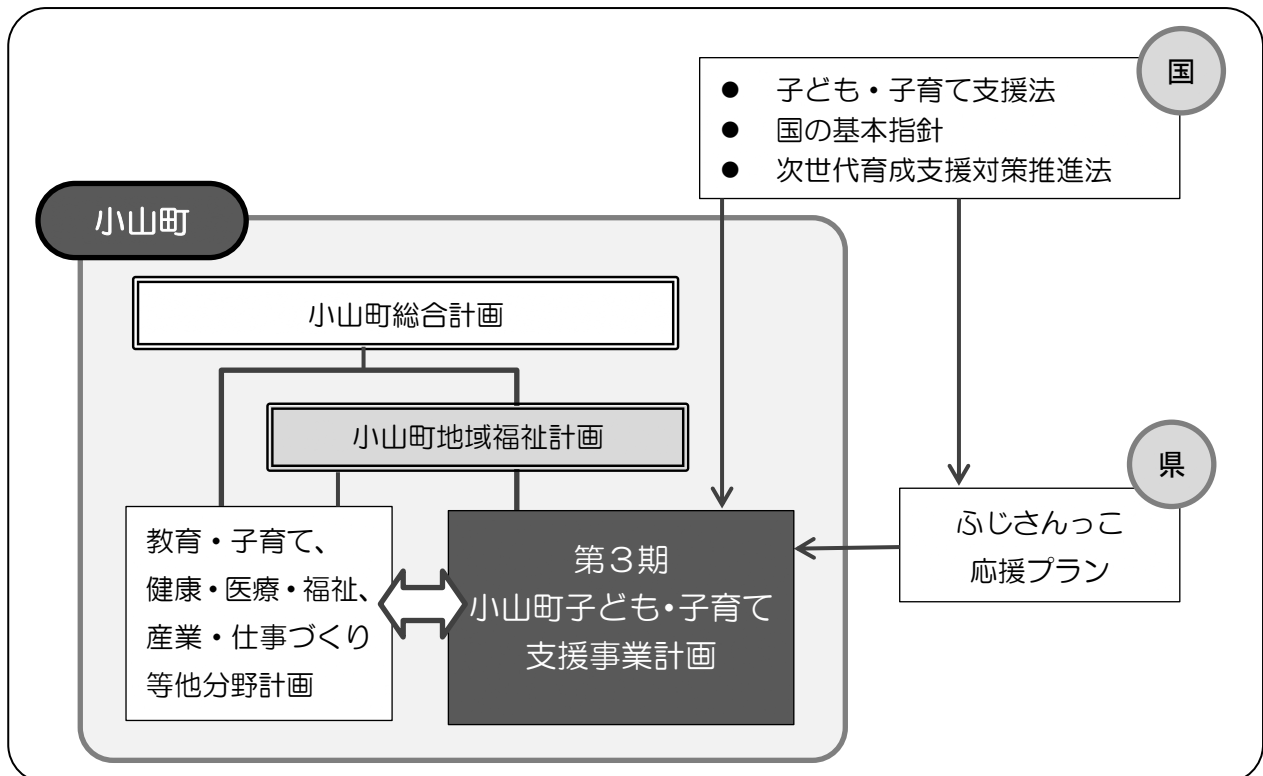
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を踏まえ、子どもとその家庭にかかわる施策の総合的な展開を図るものです。

(2) 他の計画との関係

計画の策定にあたっては、国の基本指針及び静岡県が策定する「ふじさんっこ応援プラン」との整合を図ります。

また、「小山町総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図ります。また、各種施策が地域で効果的に展開されるように、福祉分野における上位計画である「小山町地域福祉計画」との整合も図ります。

■計画の位置付け



1-3 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、子どもとその家族を取り巻く社会情勢や関連する法律、制度等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

令和2年(2020)度 ～令和6(2024)年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期 小山町子ども・ 子育て支援事業計画 (第4期 小山町次世代 育成支援行動計画)	第3期 小山町子ども・子育て支援事業計画 (第5期 小山町次世代育成支援行動計画) (子どもの貧困対策計画)				

1-4 計画の策定体制等

この計画の策定にあたっては、子育て世帯のニーズの把握や町民の意見を把握するため、ニーズ調査やパブリックコメントを実施しました。また、児童福祉経験者や学識経験者のほか、町民代表である公募委員等で構成する「子ども・子育て会議」において内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

(1) ニーズ調査の実施

町民の意向をこの計画に反映するために、未就学児童の保護者と小学生児童の保護者を対象に、保護者の就労状況や、子どもの育ちをめぐる環境、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の各事業の利用状況や利用希望等をうかがうニーズ調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

この計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に基づき、関係者等による「小山町子ども・子育て会議」を設置し意見を求めました。会議では、ニーズ調査結果や施策・事業の進捗状況、パブリックコメント等の結果を踏まえ、小山町子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画を議論する上での参考とするため、ホームページ等において計画素案を広報し、広く町民の意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

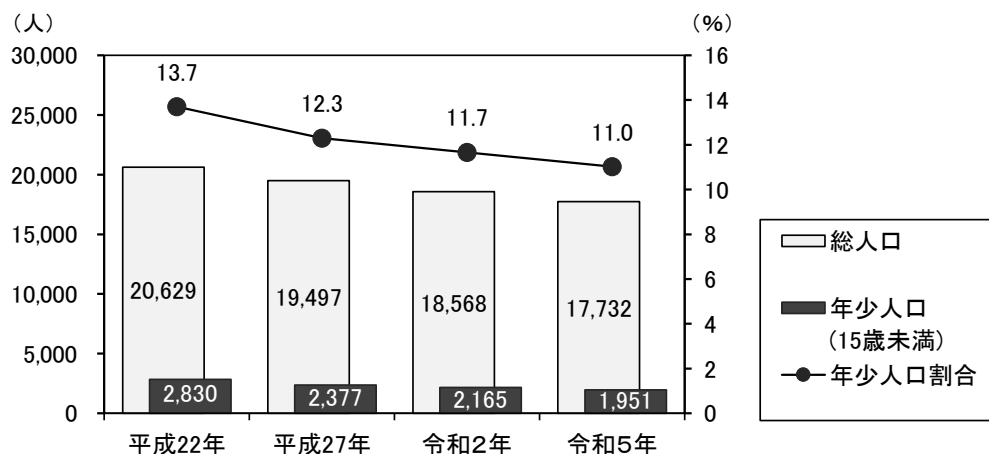
2-1 統計データからみる現状

(1) 人口及び年齢3区分別人口比率の推移

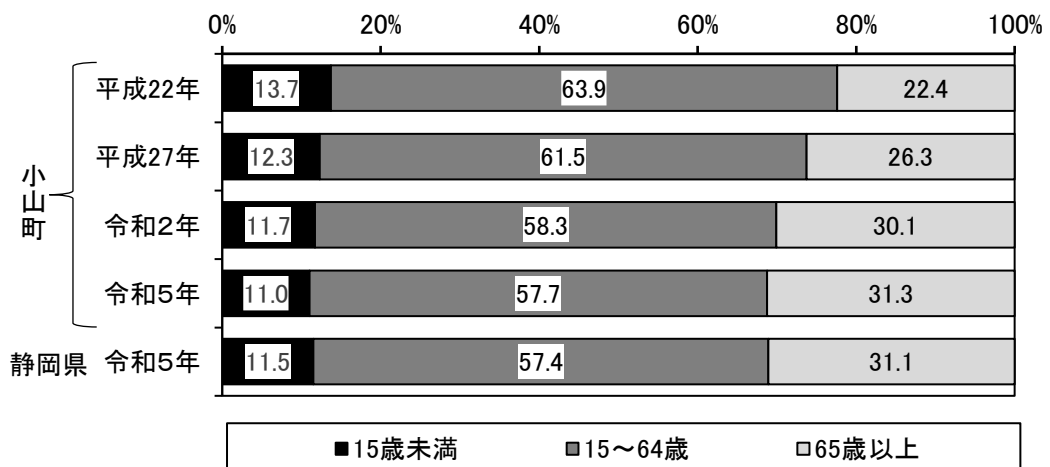
町の総人口は減少が続き、静岡県年齢別人口統計によると令和5年は17,732人となり、平成22年から14.0%の減少となっています。年少人口（15歳未満）は1,951人で、平成22年よりも31.1%の減少と総人口を上回る減少率となっています。

町の年齢3区分別人口比率は、年少人口（15歳未満）の総人口に占める割合が低下しており、令和5年では11.0%と、静岡県（11.5%）よりも若干低くなっています。15～64歳の生産年齢人口比率も低下が続き、令和5年は57.7%となっていますが、65歳以上の高齢者人口比率は上昇して31.3%となっています。

■総人口と年少人口の割合（各年10月1日）



■年齢3区分別人口構成比



[資料] 静岡県年齢別人口推計

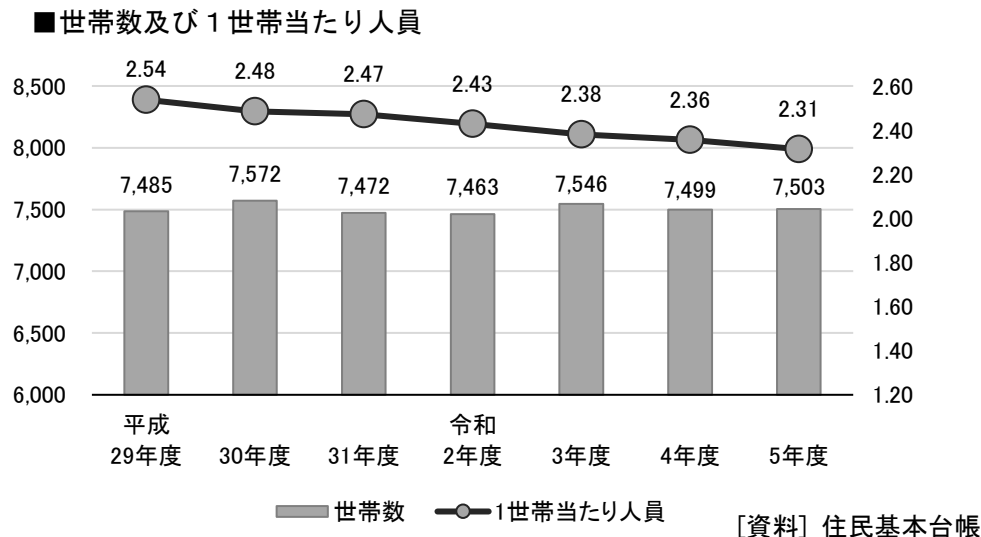
※年齢不詳(R2: 40人、R5: 40人)を除く総人口母数により算出しています。

(2) 世帯の状況

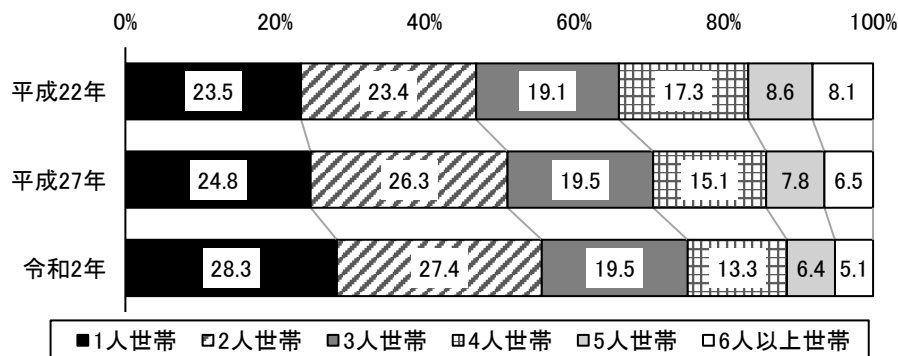
世帯数の総数は増加し、住民基本台帳によると平成30年の7,572世帯をピークとして減少傾向へと転じ、令和5年では7,503世帯（0.9%減）となっています。

1世帯当たり世帯人数は減少を続けており、平成30年では2.48人でしたが、令和5年では2.31人（6.9%減）となっています。

国勢調査における世帯人員数をみると、近年、1人世帯及び2人世帯が増加しており、令和2年では1人世帯が総世帯数に占める割合が28.3%と、世帯構成のなかで最も多く、世帯人数の減少が進んでいます。



■一般世帯における世帯人員数の推移



区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%
1人世帯	1,529	23.5%	1,580	24.8%	1,805	28.3%
2人世帯	1,522	23.4%	1,678	26.3%	1,742	27.4%
3人世帯	1,244	19.1%	1,242	19.5%	1,243	19.5%
4人世帯	1,126	17.3%	963	15.1%	849	13.3%
5人世帯	562	8.6%	500	7.8%	405	6.4%
6人以上世帯	529	8.1%	415	6.5%	323	5.1%
総数	6,512	100.0%	6,378	100.0%	6,367	100.0%

[資料] 国勢調査

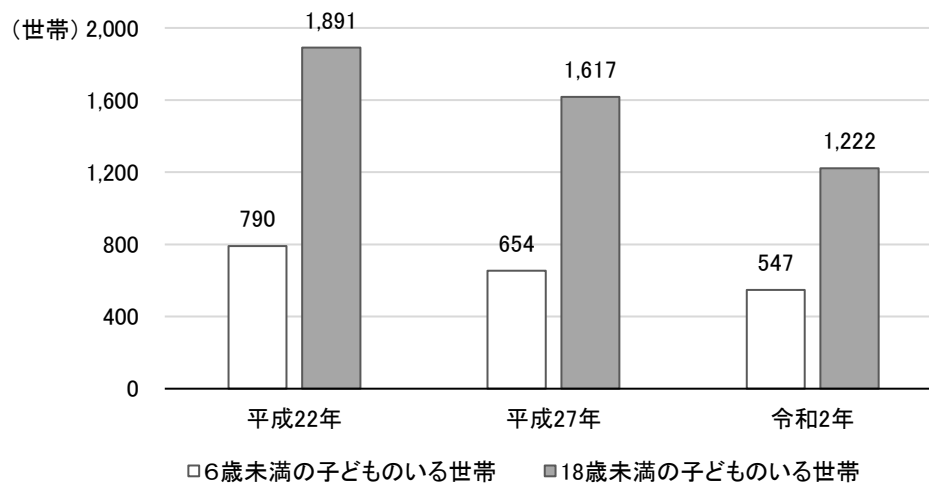
※住民基本台帳は届け出に基づく町が管理する登録ベースのデータあり、国勢調査は実際の居住地において行われる調査結果のデータとなります。また、国勢調査に基づく世帯人員数は、一般世帯の集計値であるため、住民基本台帳の数値(平成27年)と乖離が生じます。

(3) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯は減少しており、令和2年は6歳未満の子どものいる世帯は547世帯となり、平成22年よりも243世帯減少し、30.8%低下しています。18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年は1,222世帯となり、平成22年よりも669世帯減少し、35.4%低下しています。

また、子どものいる世帯では核家族世帯の割合が増加しており、令和2年は6歳未満の子どものいる世帯では核家族世帯の占める割合が78.4%と平成22年よりも11.7ポイント増加し、18歳未満の子どものいる世帯では70.9%と9.3ポイント増加しています。

■子どものいる世帯の推移（各年10月1日現在）



	6歳未満の子どものいる世帯			18歳未満の子どものいる世帯		
	世帯	うち核家族世帯		世帯	うち核家族世帯	
		世帯	%		世帯	%
平成22年	790	527	66.7%	1,891	1,164	61.6%
平成27年	654	438	67.0%	1,617	1,005	62.2%
令和2年	547	429	78.4%	1,222	866	70.9%

[資料] 国勢調査

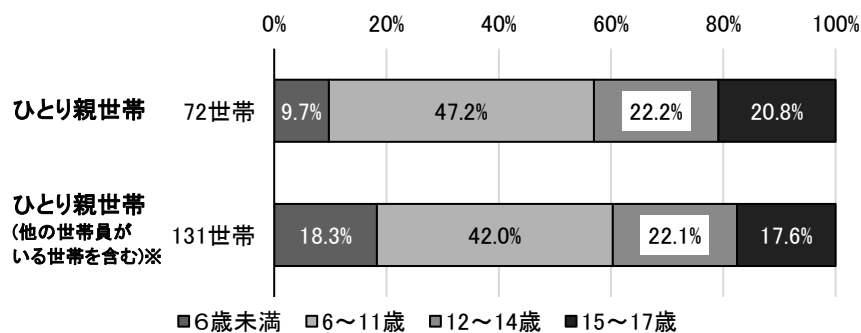
(4) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、令和2年は72世帯となり、他の世帯員がいる世帯を含むひとり親世帯数は131世帯となっています。

最年少の子どもの年齢別にみると、最年少の子どもが小学生の年齢に当たる6～11歳の世帯が最も多く、ひとり親世帯では47.2%、他の世帯員がいる世帯を含むひとり親世帯では42.0%となっています。中学生の年齢に当たる12～14歳の世帯が2番目に多く、ひとり親世帯では22.2%、他の世帯員がいる世帯を含むひとり親世帯では22.1%となっています。

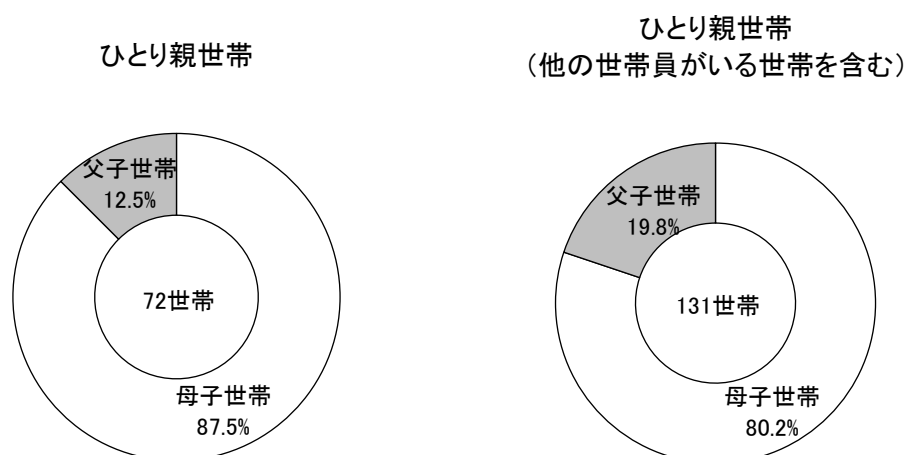
また、ひとり親世帯は母子世帯が87.5%と多数を占め、父子世帯は12.5%となっています。他の世帯員がいる世帯を含むひとり親世帯でも、母子世帯は80.2%と多数を占め、父子世帯は19.8%となっています。

■ 母子世帯・父子世帯に占める最年少の子どもの年齢別割合（令和2年10月1日現在）



※母子世帯・父子世帯のほか、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員(20歳以上の子どもを除く。)から成る一般世帯を含めた世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」としています。

■ 母子世帯・父子世帯の状況（令和2年10月1日現在）



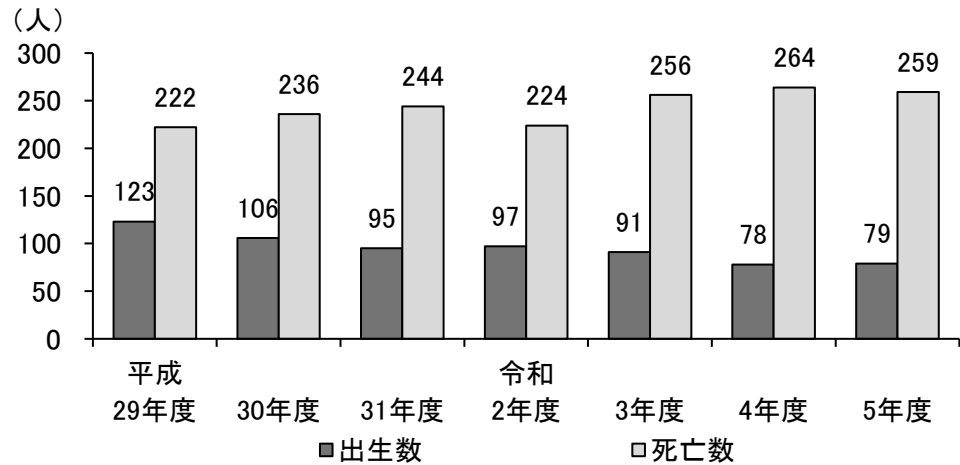
[資料] 国勢調査

(5) 人口動態

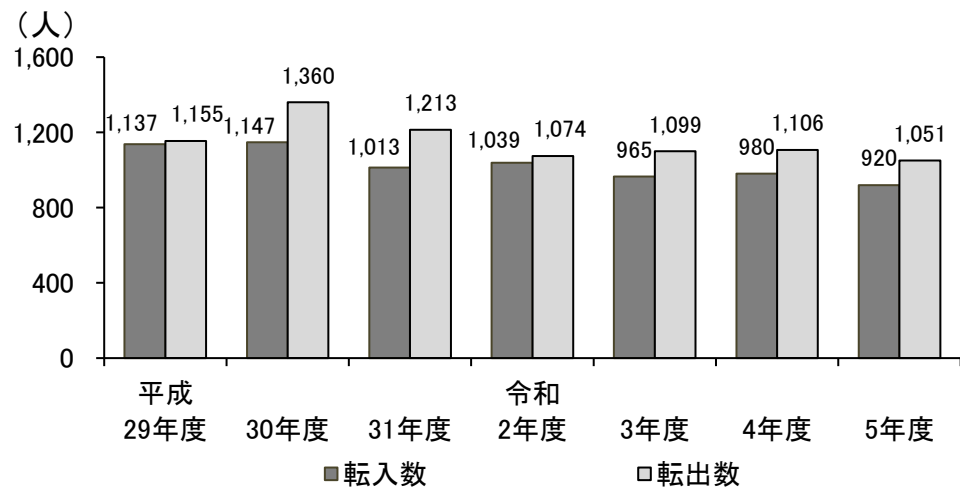
自然動態については、死亡数が出生数を大きく上回るという自然減が続いており、その減少幅は少しずつ拡大しています。

社会動態も転出数が転入数を上回るという社会減が続いています。

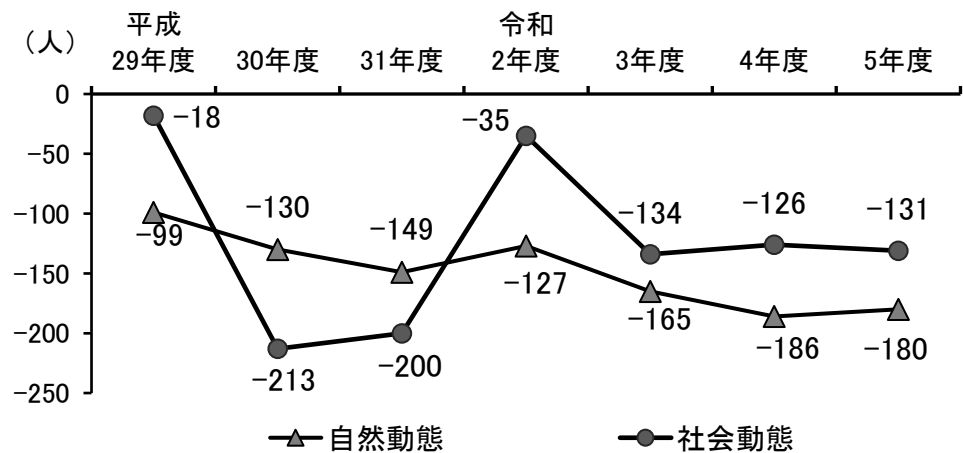
■ 自然動態



■ 社会動態



■ 自然動態及び社会動態の増減数



[資料] 小山町の統計

(6) 労働力率

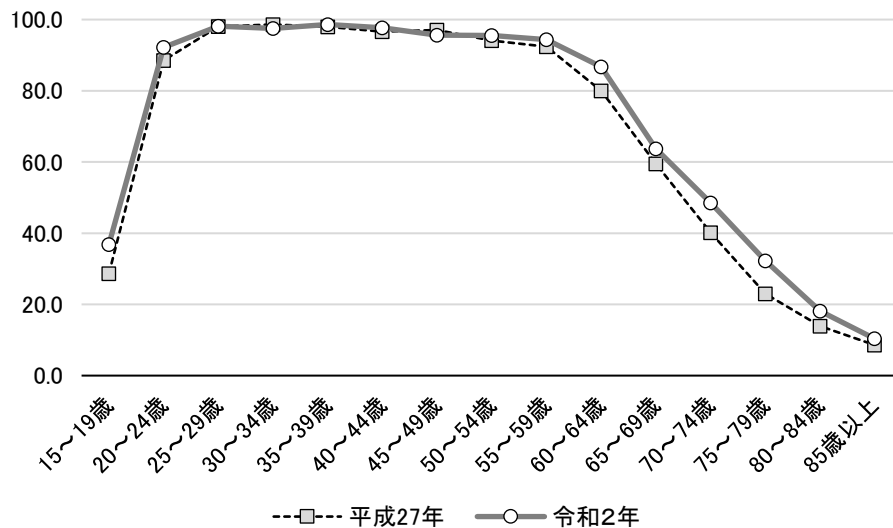
15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の比率は、平成22年及び平成27年はいずれも男性は20代から50代までは9割前後となっています。

女性は、30～34歳は労働力率が低下しており、結婚・出産・子育てを期に一旦就業を退き、子育てが一段落した頃に再び就業するという“M字型”の状況がみられます。ただし、令和2年は平成27年よりも25歳から44歳の女性の就業率は高くなっており、“M字型”は解消されつつあるといえます。

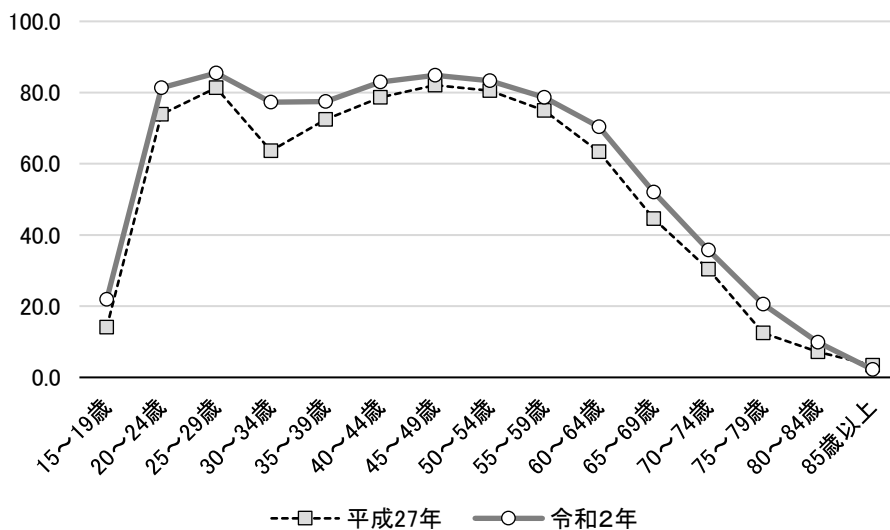
また、令和2年は男性、女性ともに50歳以上の労働力率が増加しており、高齢ながらも働き続ける傾向が強まっているといえそうです。

■労働力率（小山町）

男性（%）



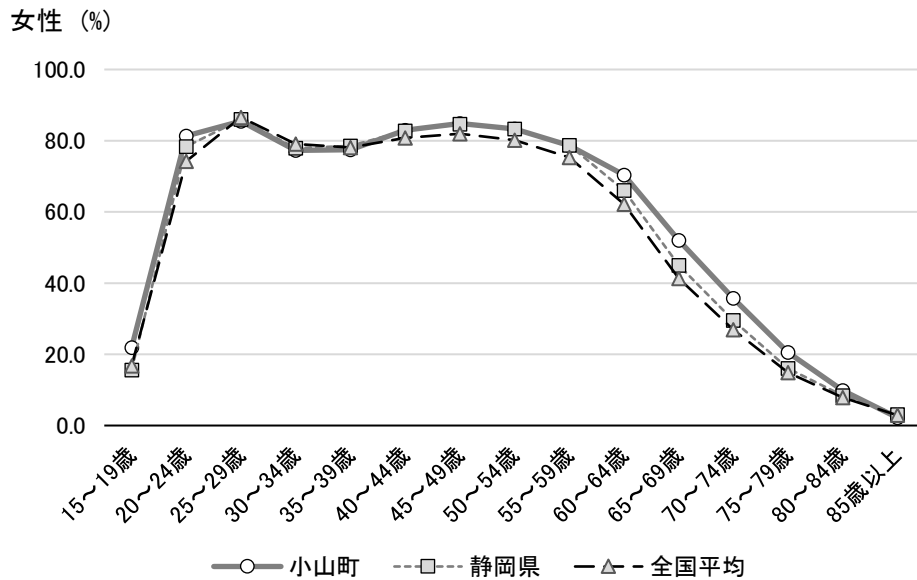
女性（%）



[資料] 国勢調査

女性の労働力率を、静岡県及び全国平均と比較すると、M字型曲線の谷に当たる 30～34 歳の労働力率は、本町（77.3%）は静岡県（77.9%）及び全国平均（79.1%）よりも低くなっています。一方、45 歳から 79 歳までは、国・県と比較して高い労働力率となっています。

■令和2年の女性の労働力率の比較



[資料] 国勢調査

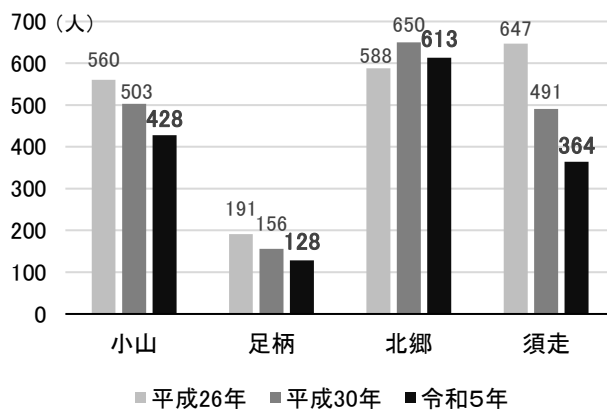
(7) 地区別の状況

令和5年9月1日現在の11歳以下の子どもの人数を地区別にみると、北郷地区が613人と最も多く、足柄地区が128人と最も少なくなっています。いずれの地区も減少しており、中でも須走地区の減少が最も大きく、令和5年は364人と平成30年よりも127人減少しています。

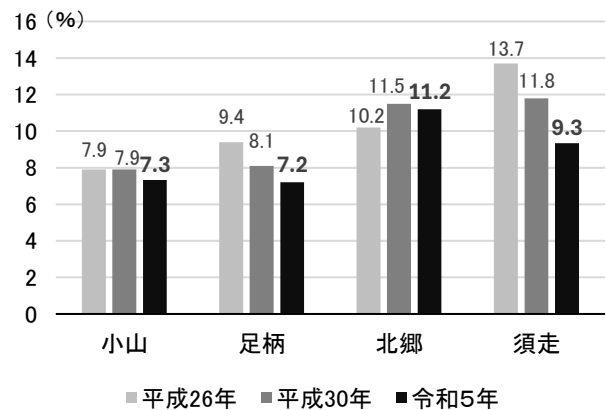
地区ごとの人口に占める11歳以下の割合は、北郷地区で最も高く11.2%、最も低いのは足柄地区の7.2%です。全ての地区で、11歳以下の人口割合が減少しています。特に須走地区は9.3%と平成30年から2.5ポイント減少しています。

11歳以下の年齢構成比は、0歳児の人口割合が須走地区(5.2%)と足柄地区(6.3%)と町全体よりも高く、1～2歳では須走地区(15.1%)、3～5歳では須走地区(25.3%)と足柄地区(24.2%)が高い状況です。

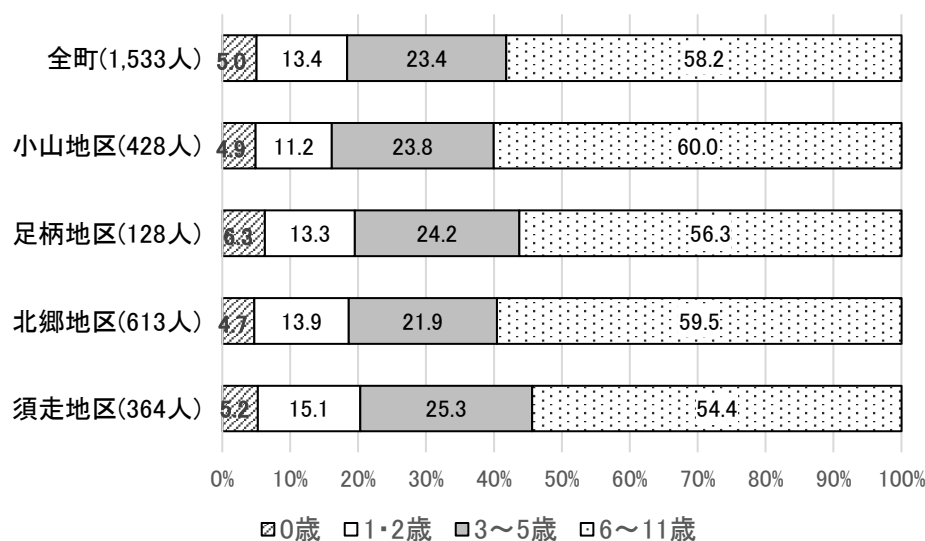
■地区別の11歳以下の人口



■地区別の人口に占める11歳以下の割合



■地区別の11歳以下の年齢構成比



[資料] 住民基本台帳

(8) 各こども園の状況

園児の受け入れ状況は下記の通りです。園児の総数は、令和元年以降、減少が続いています。こども園別にみると、するがおやまこども園の減少が顕著な傾向となっているほか、みらいこども園がやや増加傾向にあります。

各年5月1日

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
するがおやまこども園	園全体(人)	—	78	83	55	33	22
(旧駿河小山幼稚園)	1号認定	39	31	24	15	7	10
(旧いきど保育園)	2-3号認定	52	47	59	40	26	12
すがぬまこども園	園全体(人)	—	68	73	84	78	86
	1号認定	—	4	8	12	7	9
(旧すがぬま保育園)	2-3号認定	74	64	65	72	71	77
きたごうこども園	園全体(人)	217	202	168	135	122	126
	1号認定	84	50	29	30	26	21
	2-3号認定	133	152	139	105	96	105
すばしりこども園	園全体(人)	—	152	145	124	107	85
(旧須走幼稚園)	1号認定	84	60	44	40	28	15
(旧すばしり保育園)	2-3号認定	84	92	101	84	79	70
私立 菜の花こども園	園全体(人)	82	82	83	82	78	74
	1号認定	12	10	8	7	6	4
	2-3号認定	70	72	75	75	72	70
私立 みらいこども園	園全体(人)	—	40	59	68	68	74
【新規開園】	1号認定	—	3	5	10	7	7
	2-3号認定	—	37	54	58	61	67
足柄幼稚園	園全体(人)	6	—	—	—	—	—
【廃園】	1号認定	6	—	—	—	—	—
合計	総数	638	622	611	548	486	467
	(前年差)		- 16	- 11	- 63	- 62	- 19
	1号認定	225	158	118	114	81	66
	(前年差)		- 67	-40	- 4	- 33	- 15
	2-3号認定	413	464	493	434	405	401
	(前年差)		51	29	- 59	- 29	- 4

令和2年度：町立幼稚園・保育園が統廃合し、こども園に移行した。

◇するがおやまこども園は「駿河小山幼稚園」と「いきど保育園」が統合。

◇すがぬまこども園は「すがぬま保育園」から移行。

◇すばしりこども園は「須走幼稚園」と「すばしり保育園」が統合。

◇私立みらいこども園が開園(令和2年4月)。

◇令和元年度：足柄幼稚園が廃園

2-2 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の結果について

(1) 調査概要

この計画の策定に先立ち、未就学児童の保護者（以下「未就学」という。）・小学生児童の保護者（以下「小学生」という。）の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「小山町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■調査概要

調査対象地域	小山町全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	● 未就学のいる世帯：就園児→園経由にて配布・回収 未就園児→郵送にて配布・回収 ● 小学生のいる世帯：町内小学生→学校経由にて配布・回収 町外小学生→郵送にて配布・回収
調査期間	令和6年2月

■回収結果

	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
未就学	512件	364件	71.1%
小学生	651件	523件	80.3%

■注意事項

- 比率は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100.0%とならないことがあります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100.0%を超えることがあります。
- グラフの（n=〇〇）という表記は、number of case の略であり、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

(2) 調査結果の概要

ア. 家庭類型について（未就学のみ対象）

子ども・子育て支援事業量の算出にあたっては、国が示す家庭類型に基づきニーズ量の分析をすることとなっています。そのため、ニーズ調査の結果に基づき、保護者の現在の就労状況等から集計した家庭類型と、希望する就労状況等から集計した潜在的な家庭類型の分析を行いました。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム※ ¹
タイプC	フルタイム×パートタイム※ ² (就労時間：月120時間以上＋下限時間※ ³ ～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム※ ⁴ (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF	無職×無職

※¹ フルタイム×フルタイム：両親2人がフルタイム労働しているということです。

※² フルタイム×パートタイム：両親のどちらかがフルタイム労働で、もう一方がパートタイム労働をしているということです。

※³ 下限時間は、小山町では64時間で設定しています。

※⁴ パートタイム×パートタイム：両親2人がパートタイム労働をしているということです。

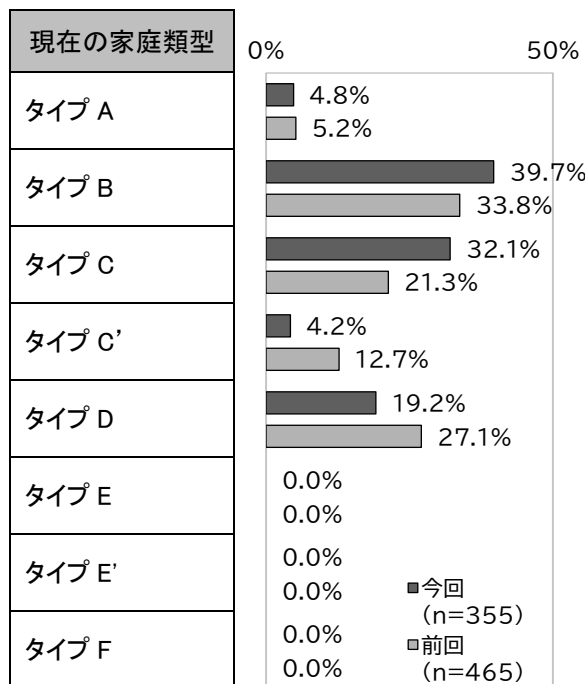
現在の家庭類型は、「タイプ B (39.7%)」が最も多く、次いで「タイプ C (32.1%)」「タイプ D (19.2%)」となっています。

前回と比較すると、「タイプ C」は 10.8 ポイント、「タイプ B」は 5.9 ポイント上昇するなど、母親の就労率は全体的に上昇しています。一方「タイプ C'」は前回よりも 8.5 ポイント、「タイプ D」は 7.9 ポイント低下しています。

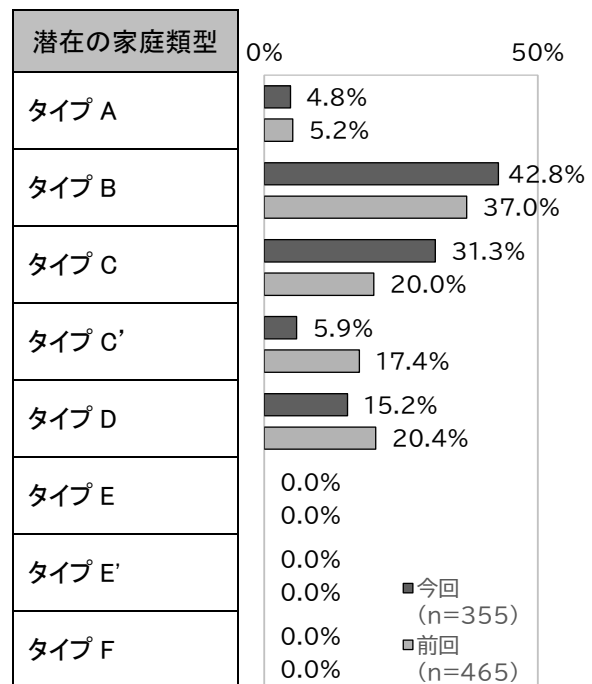
潜在の家庭類型は、「タイプ B (42.8%)」が最も多く、現在の家庭類型よりも 3.1 ポイント上回り、「タイプ D (15.2%)」は現在の家庭類型よりも 4.0 ポイント低く、就労率の一層の上昇が予想されます。

■【未就学】現在の家庭類型

※前回調査との比較



■【未就学】潜在の家庭類型



年齢別に現在の家族類型をみると、0～5歳は「タイプB」が多く、6歳以上は「タイプC」が多くなっています。潜在の家庭類型も同様に0～5歳は「タイプB」が多くなっています。また、「タイプD」は現在の家庭類型と比較すると低い比率となっています。

【未就学】年齢別の現在の家庭類型 (件、%)

年齢	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
件数(n)	355	10	43	71	50	81	54	46
タイプA	4.8%	0.0%	0.0%	1.4%	8.0%	8.6%	3.7%	6.5%
タイプB	39.7%	60.0%	48.8%	40.8%	50.0%	35.8%	38.9%	21.7%
タイプC	32.1%	20.0%	20.9%	33.8%	22.0%	33.3%	35.2%	47.8%
タイプC'	4.2%	0.0%	4.7%	5.6%	2.0%	3.7%	1.9%	8.7%
タイプD	19.2%	20.0%	25.6%	18.3%	18.0%	18.5%	20.4%	15.2%
タイプE	該当者なし							
タイプE'								
タイプF								

注: 年齢未回答者は集計表に含まない

【未就学】年齢別の潜在の家庭類型 (件、%)

年齢	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
件数(n)	355	10	43	71	50	81	54	46
タイプA	4.8%	0.0%	0.0%	1.4%	8.0%	8.6%	3.7%	6.5%
タイプB	42.8%	60.0%	48.8%	42.3%	50.0%	39.5%	40.7%	34.8%
タイプC	31.3%	20.0%	25.6%	31.0%	26.0%	30.9%	38.9%	37.0%
タイプC'	5.9%	0.0%	7.0%	7.0%	6.0%	4.9%	3.7%	8.7%
タイプD	15.2%	20.0%	18.6%	18.3%	10.0%	16.0%	13.0%	13.0%
タイプE	該当者なし							
タイプE'								
タイプF								

注: 年齢未回答者は集計表に含まない

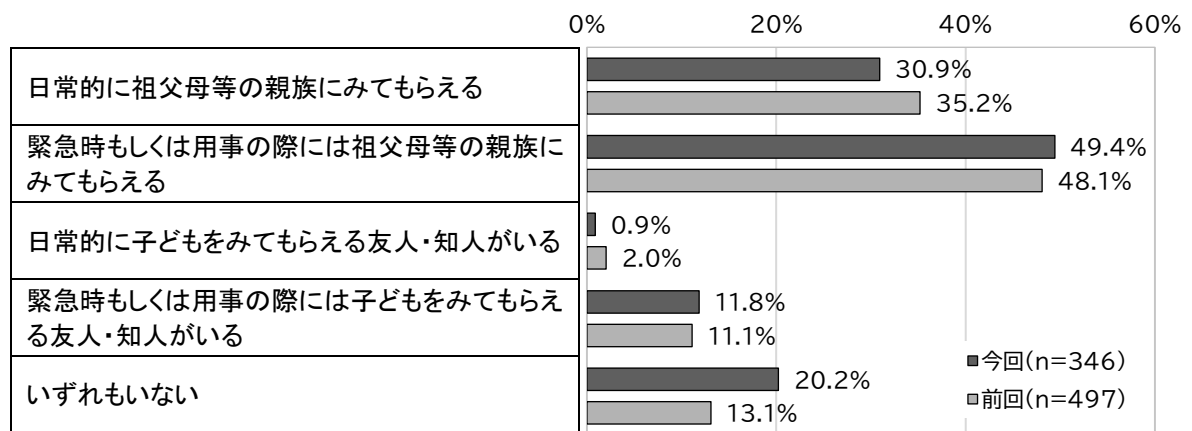
イ. 子どもをみてもらえる親族や知人等の有無

子どもをみてもらえる親族や知人等の有無については、未就学（49.4%）、小学生（44.9%）ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が多い。次いで多いのは「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」であり、未就学（30.9%）、小学生（38.2%）であった。未就学及び小学生いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、前回の調査（平成31年）よりもやや多い。

また、地区別でみると、須走地区は「いずれもない」が未就学及び小学生ともに他の地区よりも高くなっています。

【未就学】

■子どもをみてもらえる親族や知人等の有無



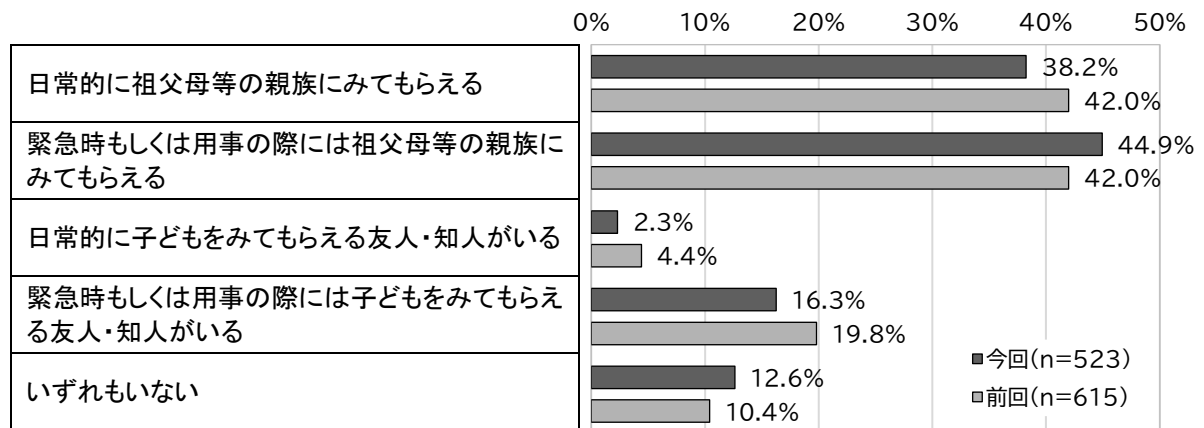
■地区別

		(件、%)					
		全体 件数(n)	成美	明倫	足柄	北郷	須走
未 就 学	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	106	30.2%	48.7%	35.1%	37.4%	10.8%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	169	58.5%	35.9%	59.5%	55.0%	36.1%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.2%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	41	9.4%	7.7%	5.4%	13.0%	16.9%
	いずれもない	70	17.0%	15.4%	5.4%	11.5%	45.8%

注：地区未回答者は集計表に含まない

【小学生】

■子どもをみてもらえる親族や知人等の有無



■地区別

(件、%)

		全体 件数(n)	成美	明倫	足柄	北郷	須走
未就学	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	200	36.4%	47.0%	44.7%	44.4%	18.3%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	232	51.9%	47.0%	48.9%	46.6%	32.3%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	12	0.0%	3.0%	2.1%	3.4%	1.1%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	83	15.6%	13.6%	6.4%	17.7%	19.4%
	いずれもない	63	9.1%	9.1%	2.1%	6.5%	36.6%

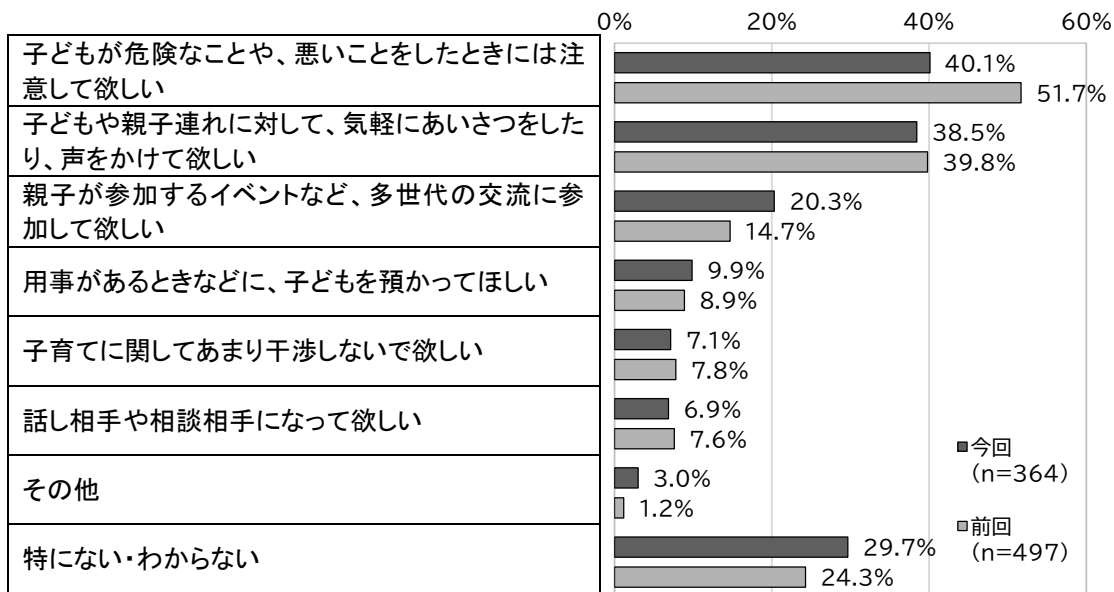
注：地区未回答者は集計表に含まない

ウ. 地域の人に望むこと

子育てに関して地域の人に望むことは、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意して欲しい（40.1%）」が最も多く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけて欲しい（38.5%）」となっています。

前回の調査（平成31年）と比較すると、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意して欲しい」は前回に続いて今回も大きく（11.6ポイント）低下しています。

■【未就学】子育てに関して地域の人に望むこと（複数回答）

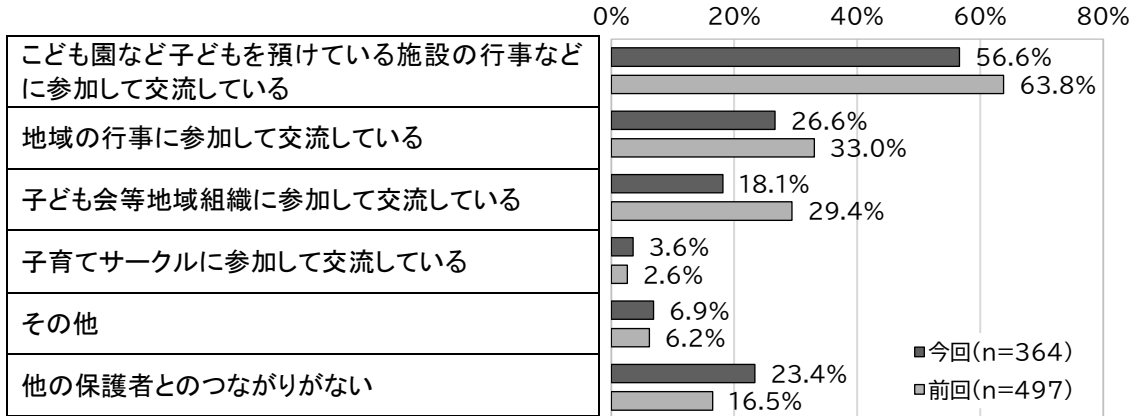


エ. 保護者同士のつながり

保護者同士のつながり等については、「幼稚園や保育園等子どもを預けている施設の行事等に参加して交流している」が最も多く、56.6%となっています。

地区別では、いずれの地区も順位はほぼ同じであるものの、北郷地区と須走地区は「他の保護者とのつながりがない」という比率が高くなっています。

■【未就学】幼稚園、保育園、子ども園等での保護者同士のつながり（複数回答）



地区別：上位3位

	1位	2位	3位
成美地区 (n=55)	こども園など子どもを預けている施設の行事等に参加して交流している(70.9%)	地域の行事に参加して交流している(36.4%)	子ども会等地域組織に参加して交流している(21.8%)
明倫地区 (n=42)	同上(64.3%)	同上(33.3%)	同上(28.6%)
足柄地区 (n=38)	同上(57.9%)	同上(31.6%)	同上(21.1%)
北郷地区 (n=136)	同上(46.3%)	他の保護者とのつながりがない(30.9%)	地域の行事に参加して交流している(27.2%)
須走地区 (n=89)	同上(59.6%)	同上(23.6%)	同上(14.6%)

オ. 子育てに関する不安感や負担感

未就学における、子育てに関する不安感や負担感の有無は、不安を感じるという合計（「非常に不安や負担を感じる（5.2%）」及び「なんとなく不安や負担を感じる（37.1%）」）は約4割、不安を感じないという合計（「あまり不安や負担を感じない（31.6%）」及び「全く感じない（8.0%）」）も約4割となっています。

前回と比較すると、不安や負担を感じるという合計は 3.3 ポイント上昇しています。ただし、不安や負担を感じないという合計は横ばいとなっています。

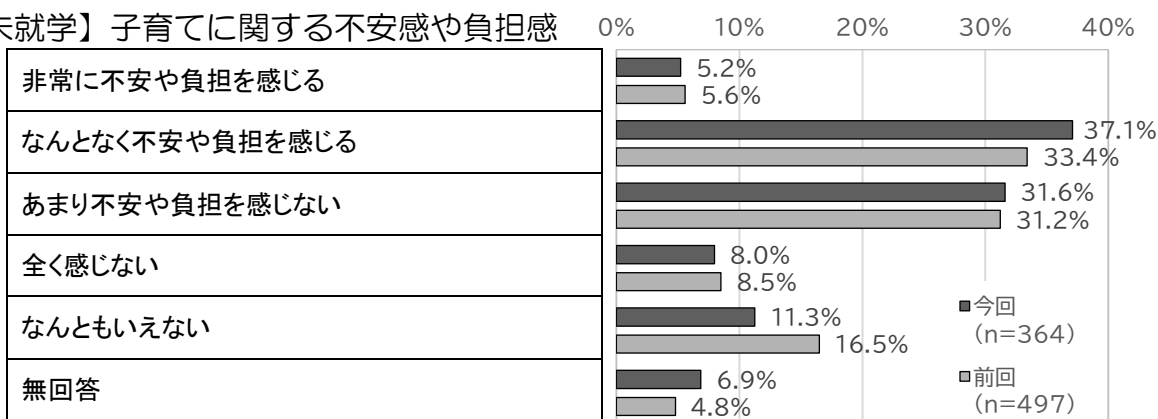
小学生における、子育てに関する不安感や負担感の有無は、不安を感じるという合計（「非常に不安や負担を感じる（5.5%）」及び「なんとなく不安や負担を感じる（36.3%）」）は約4割、不安を感じないという合計（「あまり不安や負担を感じない（34.8%）」及び「全く感じない（9.4%）」）も約4割となっています。

前回と比較すると、不安や負担を感じるという合計は 3.0 ポイント上昇し、不安や負担を感じないという合計も 3.7 ポイント上昇しています。

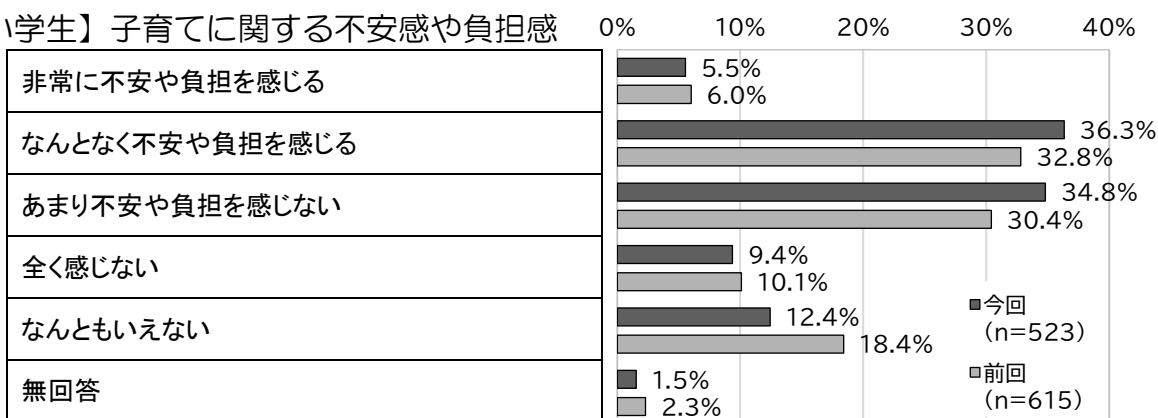
未就学と小学生を比較するとほぼ同様な傾向となっており、年齢による変化よりも、調査年次による社会環境の変化により、負担感が影響を受けていると推察されます。

■子育てに関する不安感や負担感

【未就学】子育てに関する不安感や負担感



【小学生】子育てに関する不安感や負担感



力、小山町の子育て環境や支援への満足度

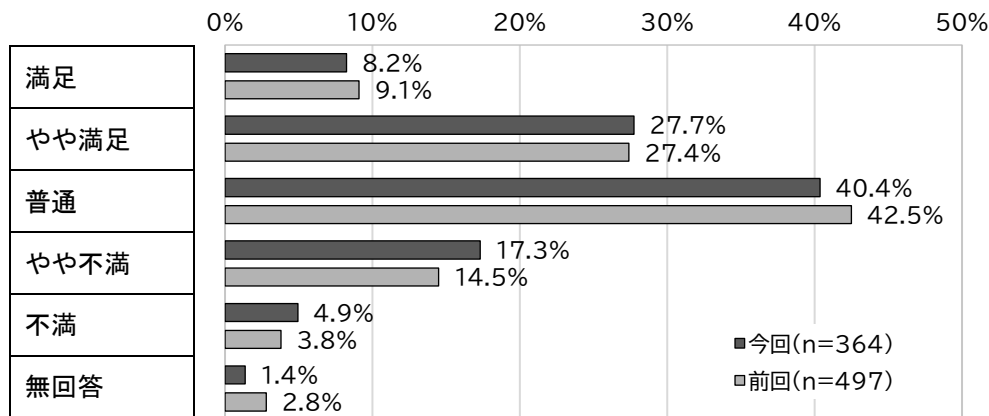
小山町における子育ての環境や支援への満足度は、「普通（40.4%）」が最も多く、満足度の合計（「満足（8.2%）」及び「やや満足（27.7%）」は、35.9%と3割台半ばとなっています。不満の合計（「不満（4.9%）」及び「やや不満（17.3%）」は、22.2%と約2割となっています。

前回と比較すると、不満の合計は 3.9 ポイント上昇しています。

地区別では、足柄地区は満足の合計が約5割と高くなっています。

子育てへの不安の程度別では、不安を感じる人ほど不満度が高い傾向がみられます。

■【未就学】小山町における子育ての環境や支援への満足度



		未就学		
		件数 (n)	不満の合計	満足の合計
全体		364	22.3%	36.0%
地区別	成美地区	55	29.1%	25.5%
	明倫地区	42	21.4%	38.1%
	足柄地区	38	18.4%	47.4%
	北郷地区	136	20.6%	33.8%
	須走地区	89	23.6%	39.3%

注：地区別は、地区未回答者は集計表に含まない

		未就学		
		件数 (n)	不満の合計	満足の合計
全体		364	22.3%	36.0%
不安などを 感じる程度別	非常に不安や負担を感じる	19	47.4%	21.1%
	なんとなく不安や負担を感じる	135	25.9%	32.6%
	あまり不安や負担を感じない	115	15.7%	42.6%
	全く感じない	29	17.2%	44.8%
	なんともいえない	41	22.0%	34.1%

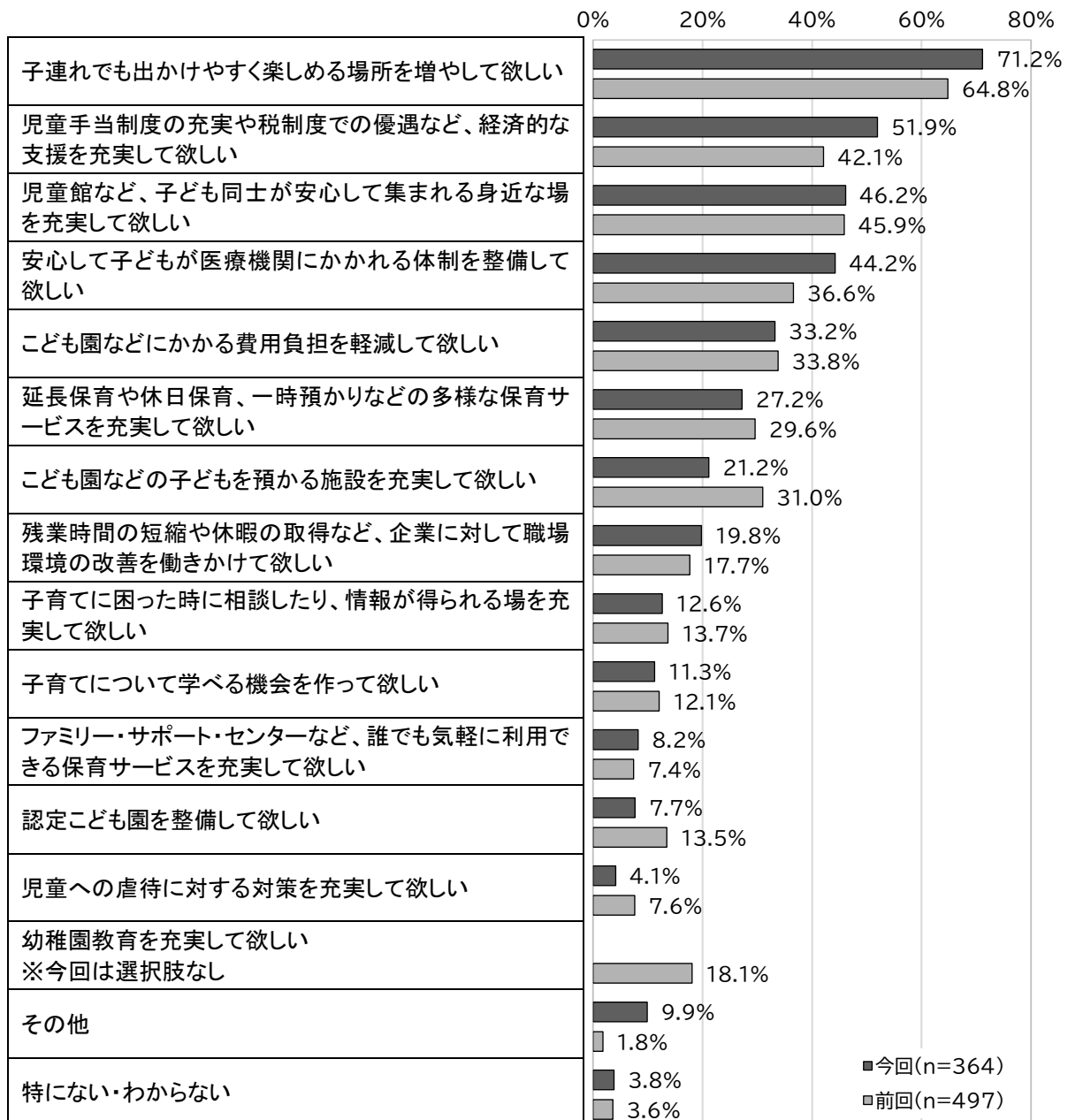
注：不安などをを感じる程度別は、問 26(子育てへの不安感・負担感)の未回答者は集計表に含まない

キ. 町に期待する子育て支援施策

未就学における、町に期待する子育て支援施策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい（71.2%）」が最も多く、次いで「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援を充実して欲しい（51.9%）」「児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい（46.2%）」となっています。

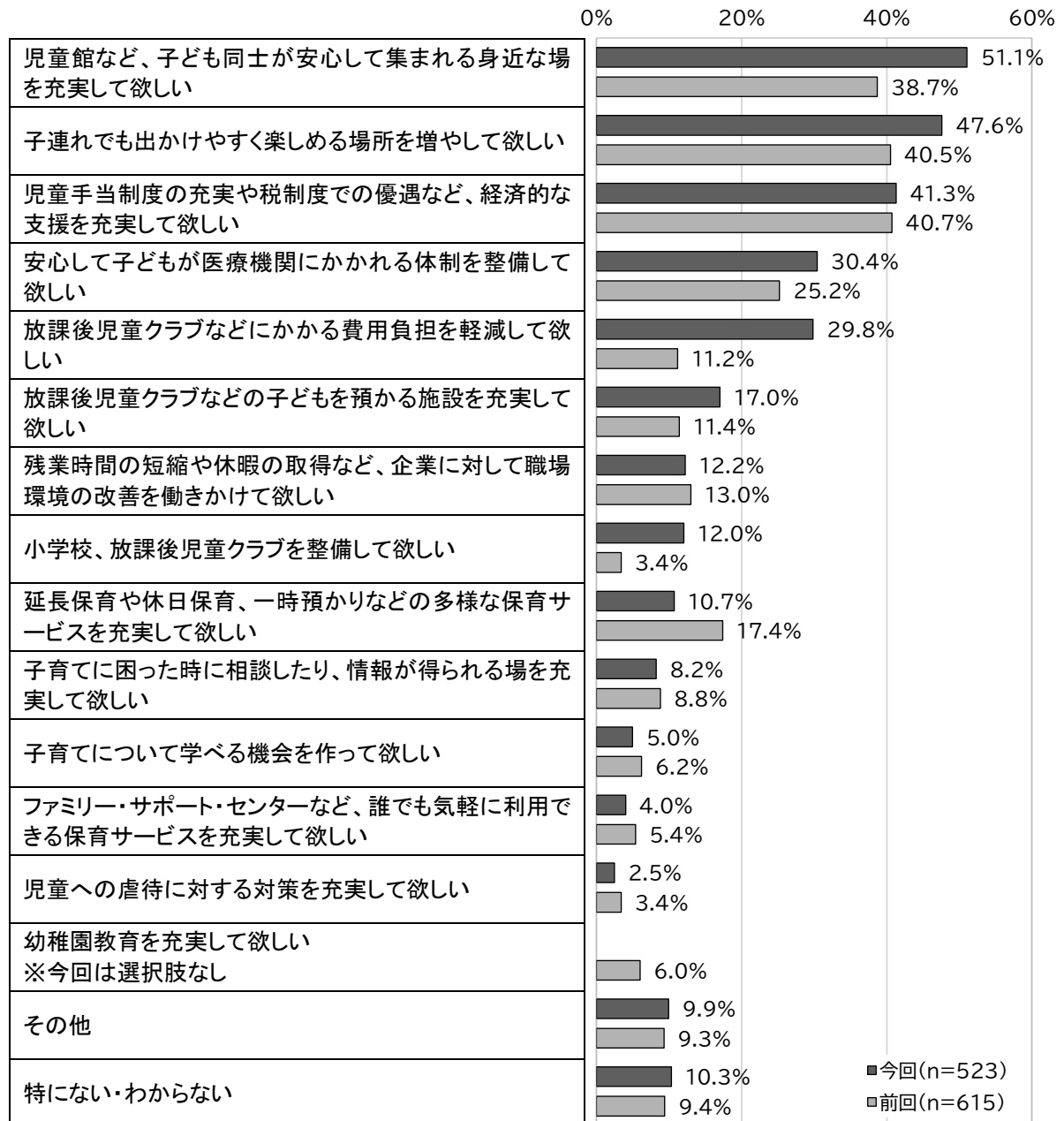
前回と比較すると、「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援を充実して欲しい」は前回よりも9.8ポイント上昇しています。

■【未就学】町に期待する子育て支援施策（複数回答）



小学生における、町に期待する子育て支援施策は、「児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい（51.1%）」が最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい（47.6%）」、「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援を充実して欲しい（41.3%）」となっています。

■【小学生】町に期待する子育て支援施策（複数回答）



3 人口推計

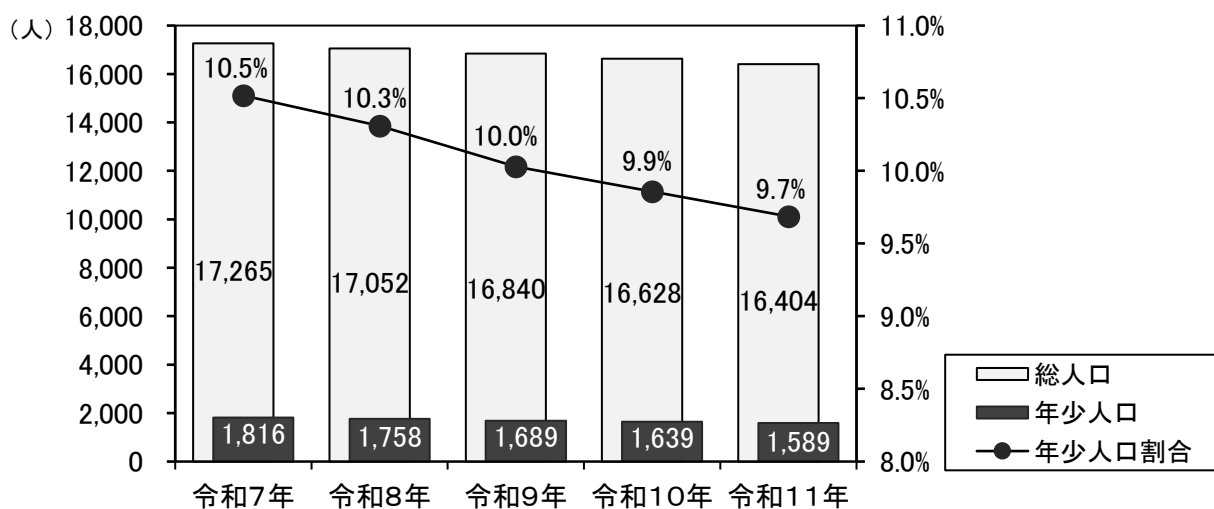
人口推計については、本計画期間中の保育量等の事業量を算出するという目的を踏まえ、現状に近い形での推移を想定し、平成29年度から令和5年度までの静岡県年齢別人口のデータを用い、コーホート変化率法※により推計を行っています。

(1) 総人口の推計

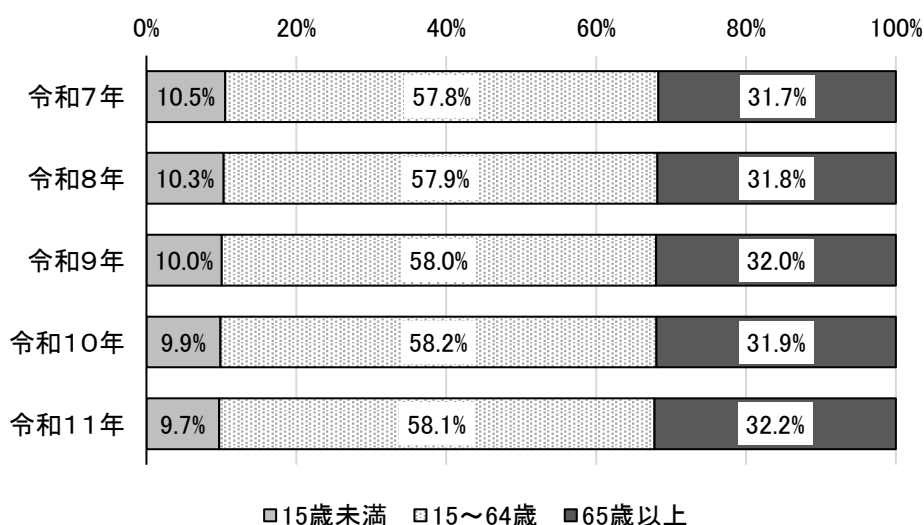
総人口は減少し、計画期間の最終年度である令和11年は16,404人となることが予想されます。年少人口（15歳未満）は1,589人となり、総人口に占める比率は9.7%に低下することが予想されます。

年齢3区分別人口比率は、15歳未満の占有率が低下する一方、15～64歳、65歳以上は上昇し、令和11年には、それぞれ58.1%、32.2%になることが予想されます。

■推計人口



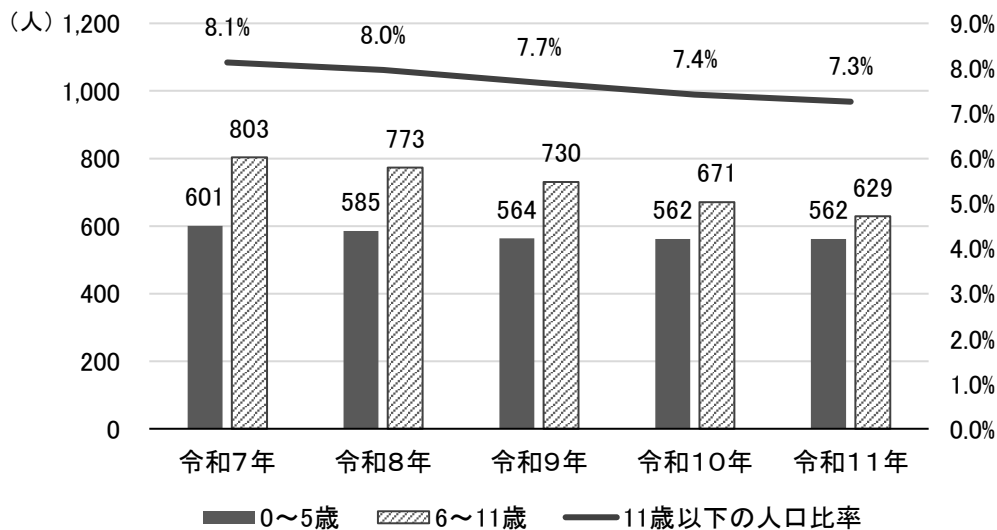
■年齢3区分別人口構成比



(2) 児童数（0歳～11歳）

児童数は減少し、令和11年には0～5歳は562人、6～11歳は629人となり、合計すると1,191人で令和5年（1,515人）から324人の減少が予想されます。総人口に占める割合も低下して、令和11年は7.3%になることが予想されます。

■児童数（0～11歳）の推計人口



※ コーホート変化率法

コーホート変化率法とは、各コーホート（同時出生集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、この方法を用いることが多くなっています。

4 子ども・子育て世帯を取り巻く現状と課題の整理

前計画までの目標に沿った、子ども・子育て世帯を取り巻く現状と課題の整理は以下のとおりです。

■「基本目標1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり」について

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を推進し、既存資源の活用や、保育園・認定こども園の整備を進めてきましたが、共働き世帯の増加が大きく増加し、保育ニーズは見込みを上回る状況となりました。

子ども・子育て支援にかかるニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）では、保護者の就労状況から分類する家庭類型は、夫婦ともにフルタイムで働いている世帯が特に増加しています。国勢調査においても、20代半ばから40代の女性の労働力率が上昇しています。また、ニーズ調査では、今後の就労希望は現状を上回り、共働き世帯がさらに増えることが予想されています。

特に、近年の傾向として、出産後の早い段階での職場復帰を望む女性が多く、3歳未満の保育ニーズに対応できるような環境整備が重要となっています。

また、小学校入学後の支援の在り方も重要な課題であり、本町では、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的な実施に取り組んでいますが、国が平成30年に策定した新・放課後子ども総合プラン及び令和4年に成立した児童福祉法等の一部改正の趣旨を踏まえ、引き続き、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように取り組んでいく必要があります。

■「基本目標2 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり」について

子どもと保護者が心身の健康づくりの支援を充実するため、訪問・電話相談による産前産後サポート事業（アウトリーチ型）や、食育プラン「レッツ5食育」等に取り組んできました。また、児童虐待等の対策として要保護児童対策地域協議会の開催や、圏域内に新たな児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を開始する等、障がい児支援の充実に努めてきました。

ニーズ調査では、低年齢児の保護者が子どもの育ちに関する不安を抱えている様子がうかがえます。発達障がい等に関する相談も増加傾向にあるため、引き続き、早期把握から相談、診断、療育までの一貫した支援を行う必要があります。

また、児童虐待については全国的に事件が後を絶たず、しつけと虐待の区別がつかない等の問題もあり、家庭教育を含めて引き続き、関係機関ともに虐待防止に向けて取り組んでいく必要があります。併せて、配偶者暴力（DV）についても、児童虐待との関連性が指摘されているため、対策の強化が求められています。

さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしていますが、経済的な支援の充実に係るニーズや、ひとり親家庭の貧困率が高い水準にあるという国の統計結果等も踏まえ、対策の強化を図る必要があります。加えて、外国籍の子どもや障がいのある子どもへの支援等、あらゆる子どもの最善の利益を支える取組を推進していく必要があります。

■「基本目標3 子どもの成長を共に喜び合える地域社会の形成」について

子ども・子育て世帯を地域全体で支えていくため、小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の運営の充実や、ジュニアリーダースクラブやスポーツ少年団、子ども会等の地域活動の促進に向けて支援してきました。また、体験学習や交流活動、教育施設の整備等、子どもの生きる力の育成に向けた各種取組も推進してきました。さらに、仕事や家事・育児等を両立していけるように、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発活動等を推進してきました。

ニーズ調査や統計データでは、本町においても働く女性が増加している様子がうかがえます。国においても、女性の職業生活における活躍の一層の推進を図るため、令和元年に女性活躍推進法が改正され、女性の就労が更に進むことが予想されています。

そうした中で、男女がともに仕事や家事・育児等を両立していけるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた各種取組等を推進していく必要があります。

また、核家族化や高齢者の就労が進む中、親族等による子育て支援環境も変化しつつある状況を踏まえ、増加・多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、公的サービスだけでなく、地域の多様な支援が充実するように、地域の子育て支援活動の促進にも努めていくことが大切です。

さらに、子どもの生きる力を育むため、子ども自身が主体的に活動に関わり、様々な体験を通じて、子どもが次代の親、未来の社会の担い手として成長できるように、効果的な施策の展開を図ることも重要です。

■「基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり」について

子どもと子育て家庭が安全で快適に暮らせるように、町営住宅の整備等居住環境の向上や道路・歩道の整備等交通安全対策の推進、コミュニティバスの利便性の向上等に取り組んできました。また、犯罪や災害等から子どもの安全を確保するため、家庭や認定こども園、学校、地域等が連携しながら取り組んできました。

ニーズ調査では、子連れでも出かけやすく楽しめる場所や、子ども同士が安心して集まれる身近な場の充実について希望が多く、子育て世帯が快適に暮らせるように生活環境の整備を進めていく必要があります。

また、近年は犯罪や大規模な災害が原因となって、子どもや保護者が被害に遭うという事例も全国的に発生しているため、関係機関と連携した取組を引き続き推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

町では、次代を担う子どもが健やかに成長していくように、そして保護者が安心して生き生きとした生活を送りながら子育てできるようにするため、第1期及び第2期の計画では、「支えあい、ふれあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷」を基本理念として掲げてきました。

国では、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を令和3年12月に閣議決定し、令和5年には、こども基本法の施行、こども家庭庁の創設と施策を進め、令和5年12月には「こども未来戦略」「こども大綱」を閣議決定して取組を進めています。

本町では、親族等が近くに住み、子育て支援が得られやすいという子育て世帯が多い地区がある一方で、転入・転出が多い地区では知り合いが少なく、地域の支援を必要とする世帯が多い地区等、地区により子どもを取り巻く環境が異なります。さらに、親族等が近くにいても、身体的、時間的に負担を強いるため預けにくい場合もあります。

このため、町のどこの地域に住んでいても、すべての子どもと保護者が孤立することなく、喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境を整えていく必要があります。

子どもは地域の未来を創る担い手であり、子どもたちがたくましく、夢と希望を持って、生きる力を育むことは、地域社会の発展につながります。また、地域で子どもの育ちを支えていくことは、地域の新たなつながりを創出し、地域づくり、まちづくりへと発展していきます。

このため、この計画においては、親が子どもを育てる「子育て」に加え、子ども自らの力で、すくすく育っていく「子育て」というそれぞれの視点で、事業者、関係団体等多様な主体と連携しながら、地域が一体となって、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。そして、子ども・子育て世帯とのふれあいを大切にしながら、子ども自身の感性・知性の発達、発育に目を向け、健やかに育つように、これまでの基本理念「支えあい、ふれあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷」を継承し、良質かつ適切な支援策を展開していきます。

支えあい、ふれあい、健康で安心して
子育て・子育てができる金太郎の郷

2 基本的な視点

この計画では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「基本指針」を踏まえ、以下の視点の下に、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立ち、社会全体で子どものより良い育ちを支え、すべての子どもの人権を守る環境づくり等を進めていきます。

② 家庭の子育て力を高める視点

子育てにあたり、不安や負担を抱え、孤立することのないように、また、すべての親が、心身にゆとりを持って子育てができるように、保護者の視点に立ち、相談支援や情報提供体制の充実、保護者同士の交流機会の創出、地域における見守り等、保護者と子どもに寄り添いながら、家庭の子育て力を高められるように取り組みます。

③ 次代の親づくりという視点

次代に親となる若者が、結婚・出産・子育てに対して夢を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、次代の親の視点に立ち、子どもの成長段階に応じた子育て・子育て環境の充実や多様な体験をできる機会の充実を図っていきます。

④ 地域づくりの視点

地域ぐるみで子ども・子育て支援に取り組むことは、子どもを軸にした地域づくりにもつながるという視点に立ち、地域との連携を強化し、世代間交流や多様な体験学習の場の充実、また、子どもを地域で見守る活動等を促進していきます。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

性別を問わず、誰もが仕事や家事・育児、地域活動等を両立しながら暮らすことができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現の視点に立ち、子育て支援事業の充実や啓発活動等を進めます。

⑥ 地区の実情に沿った子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

町では、地区により特性が異なり、ニーズ調査でも、子ども・子育てを取り巻く環境に違いがあることがうかがえます。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、各地区の特性やニーズを踏まえながら、より地域に適した、量・質両面にわたり充実したサービス提供体制の整備を推進します。

3 基本目標

基本理念を実現するために、第3期においても第1期、第2期の計画に掲げた基本目標を継承し、以下の4つの基本目標に基づいて各施策を推進します。

基本目標 ① 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

乳幼児期における子ども一人一人の成長と発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう、住民のニーズを踏まえ、関係機関と連携しながら、量・質ともに充実した教育・保育の提供体制の整備を図ります。

また、保護者の就労状況や生活環境等、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、すべての子どもと保護者に多様な支援が提供できるように、地域との協力、連携を図りながら、物的・人的資源や情報資源を活用して地域子ども・子育て支援事業体制の整備を図ります。

基本目標 ② 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことは、子どもにとって一番の幸せであり、町の活力の源にもなります。子どもの健やかな成長が守られるように、そして、その子らしさが尊重されるように、子ども一人一人の特性や生活環境に応じた支援を目指します。

また、ひとり親家庭や生活困窮、外国籍の子ども、児童虐待、障がいのある子ども等、子どもと保護者の状況を配慮しながら、あらゆる子どもへの最善の利益がもたらされるような取組を推進します。

基本目標 3 子どもの成長を共に喜び合える地域社会の形成

核家族化や少子化、社会の情報化が進む中、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育て支援は行政のみならず、日頃からの地域の支えあいが必要となっています。また、子育て支援を地域で行っていくことで、子どもを軸とした新たなまちづくりの展開も期待されます。

そこで、子どもを産み育てる喜びを家庭や地域で分かちあえるように、家庭や地域の教育力の向上や子育て支援のネットワークづくり等に取り組めます。また、未来の地域社会を担う子どもが、たくましく育っていけるように、生きる力の育成を図ります。

さらに、男女がともに支えあいながら、子どもが成長することの喜びや子育ての楽しさを分かちあうとともに、仕事と家事・育児等が両立できるように、家庭、職場、学校、地域が連携して取り組んでいく地域社会の形成を図ります。

基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性の増加、また社会的環境の悪化等、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の環境は、決して安全とはいえない状況にあります。

そこで、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民や、関係機関と一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策等、子どもを守る生活環境の整備を図ります。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性及び基本施策】

支えあい、ふれあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷



1 安心して子どもを 産み育てられる 仕組みづくり	1-1	子ども・子育て支援事業の効果的な推進
	1-2	幼児期の教育・保育サービスの二一ズ
	1-3	地域子ども・子育て支援事業の二一ズ
	1-4	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備
	1-5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2 子どもの最善の 利益を支える 仕組みづくり	2-1 健康で楽しく子育てが できる地域づくり	(1) 妊娠・出産への支援
		(2) 子どもや母親の健康の確保
		(3) 食育の推進
		(4) 思春期保健対策の充実
		(5) 医療環境の充実
	2-2 子どもの人権を大切に する地域づくり	(1) 子どもの権利に対する理解の醸成
		(2) 子どもの居場所・活動の場の充実
	2-3 支援を要する子どもや 家庭を支える仕組みの充実	(1) 児童虐待及び配偶者暴力(DV)防止対策の充実
		(2) ひとり親、貧困家庭等の自立支援の推進
		(3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

3 子どもの成長を共 に喜び合える地域 社会の形成	3-1 子育て支援基盤の充実	(1) 子育て支援サービス等の充実
		(2) 家庭の教育力の向上
		(3) 地域社会における子育て支援
	3-2 子どもの生きる力の育成	(1) 次代の親の育成
		(2) 教育環境等の整備
	3-3 働きながら子育てする ことができる仕組みづくり	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
		(2) 女性活躍の推進

4 子どもと子育て 家庭にやさしい生 活環境づくり	4-1	子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備
	4-2	犯罪や災害等から子どもの安全を確保する体制の整備

第2部 各 論

- 基本目標 1** 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり
- 基本目標 2** 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり
- 基本目標 3** 子どもの成長を共に喜び合える地域社会の形成
- 基本目標 4** 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

第2部 各論

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

1 子ども・子育て支援事業の効果的な推進

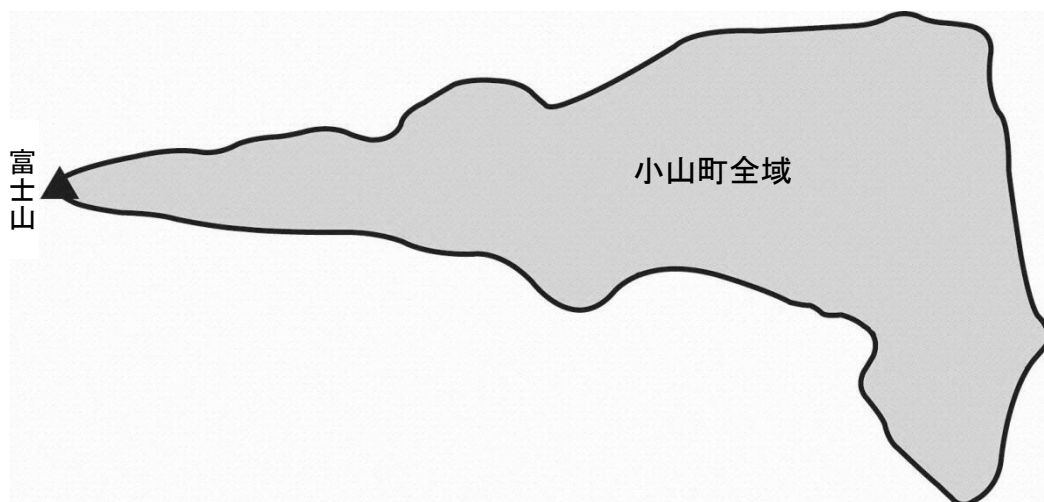
(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業の提供区域を定めることとしています。

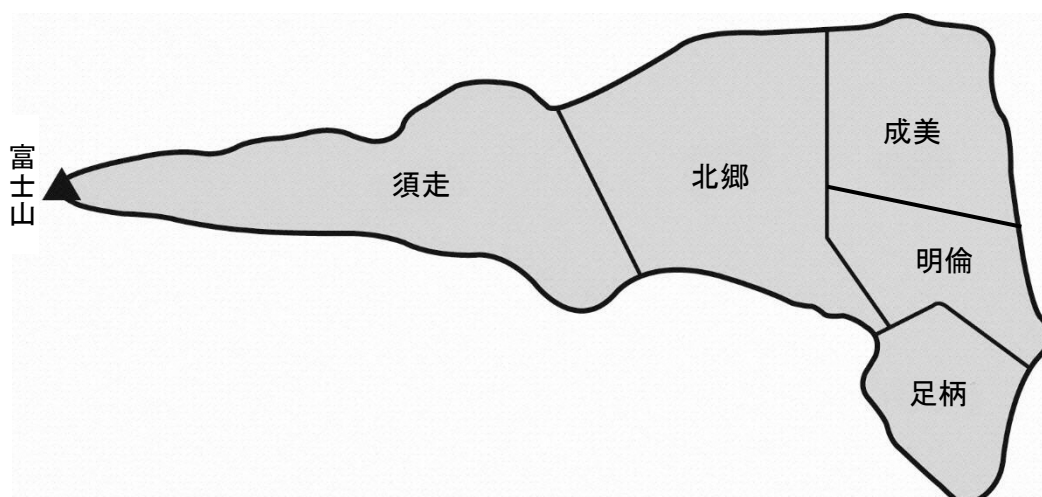
町では、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業における各種サービスの提供区域を分散させないように町全域を1区域と設定します。

ただし、新・放課後子ども総合プランにおいても、すべての小学校区での放課後児童クラブと放課後こども教室の両事業の整備を目標としていることを踏まえ、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」「放課後こども教室」は、成美・明倫・足柄・北郷・須走の5区域として設定します。

■事業提供区域（1区域）



■「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、「放課後こども教室」の設定区域（5区域）



(2) 事業提供体制の向上

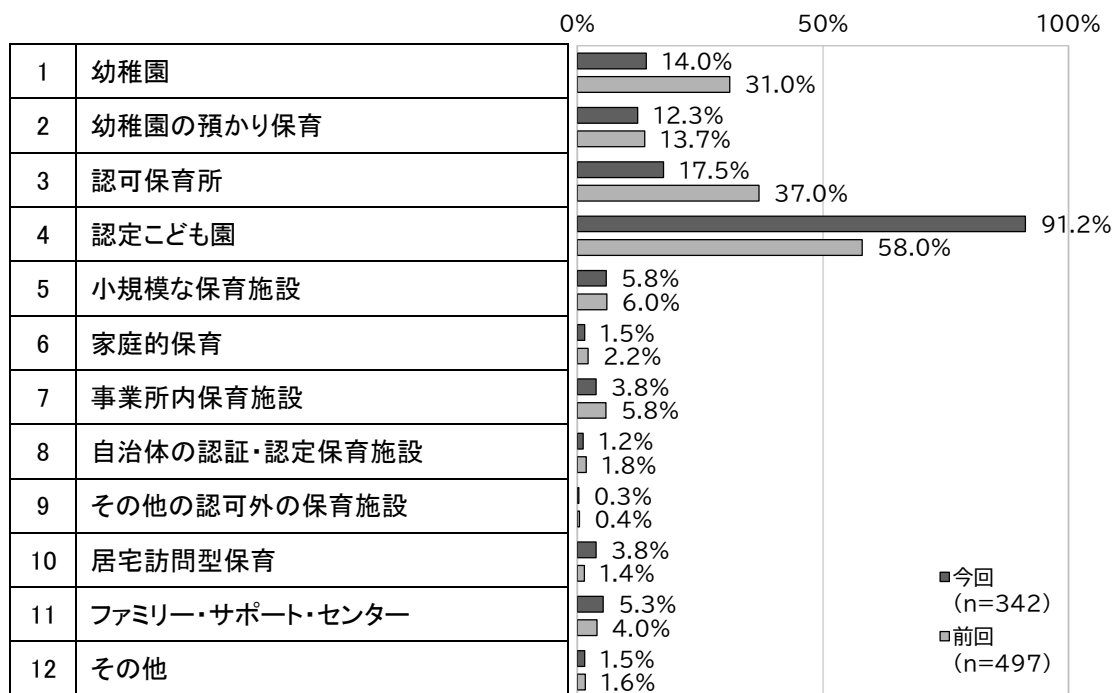
本町では、幼稚園及び保育園のそれぞれ良い所を生かし、また、保護者の就労等にかかわりなく、一貫した幼児教育・保育を受けることができるように、令和2年度から、町内の全公立幼稚園・保育園を認定こども園化しました。

ニーズ調査においても、前回の調査（平成31年2月）と比較すると、未就学児の認定こども園の利用希望は大きく増えています。教育・保育施設の利用者の多くは、就労を理由としており、共働き世帯が今後さらに増加することが予想される中、保育ニーズもさらに拡大していくと考えられます。また、施設の選択にあたっては、「自宅からの距離」「職員の対応の良さ」「給食があること」等を重視しており、これらの項目は、いずれも前回の調査を上回っています。

こうした状況を踏まえ、身近な地域で量・質ともに充実した教育・保育施設の環境の整備を進めます。

また、地域子育て支援センター「きんたろうひろば」を拠点とした関係機関との連携により、未就学児童の相談や情報提供、交流の場・機会の充実等、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

■平日「定期的に」利用したい事業 問12

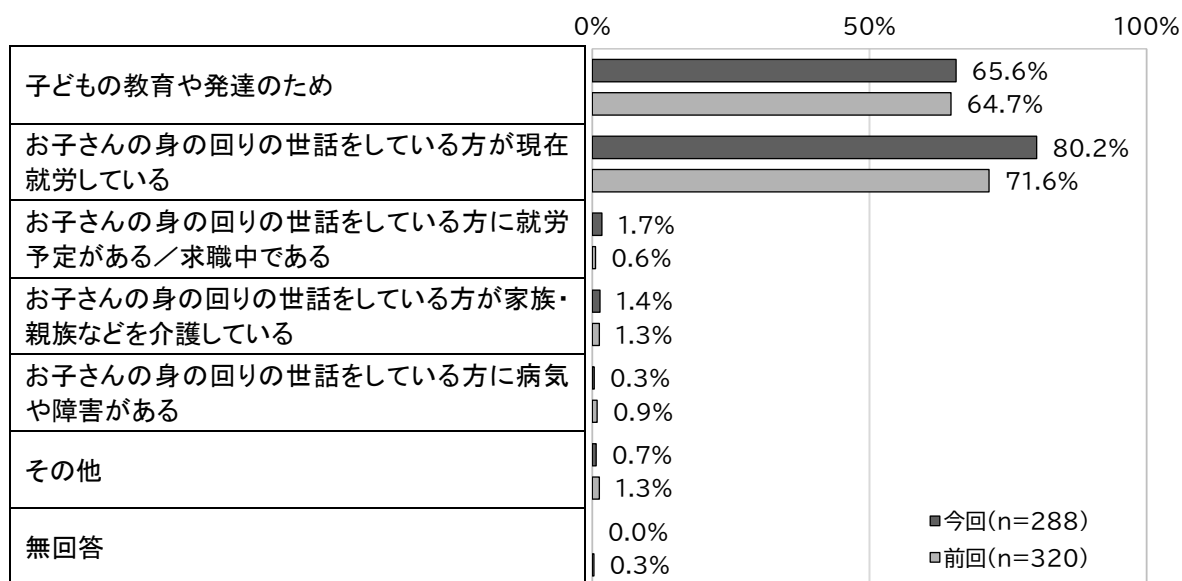


【未就学】平日定期的に利用したい事業（複数回答） 年齢別上位

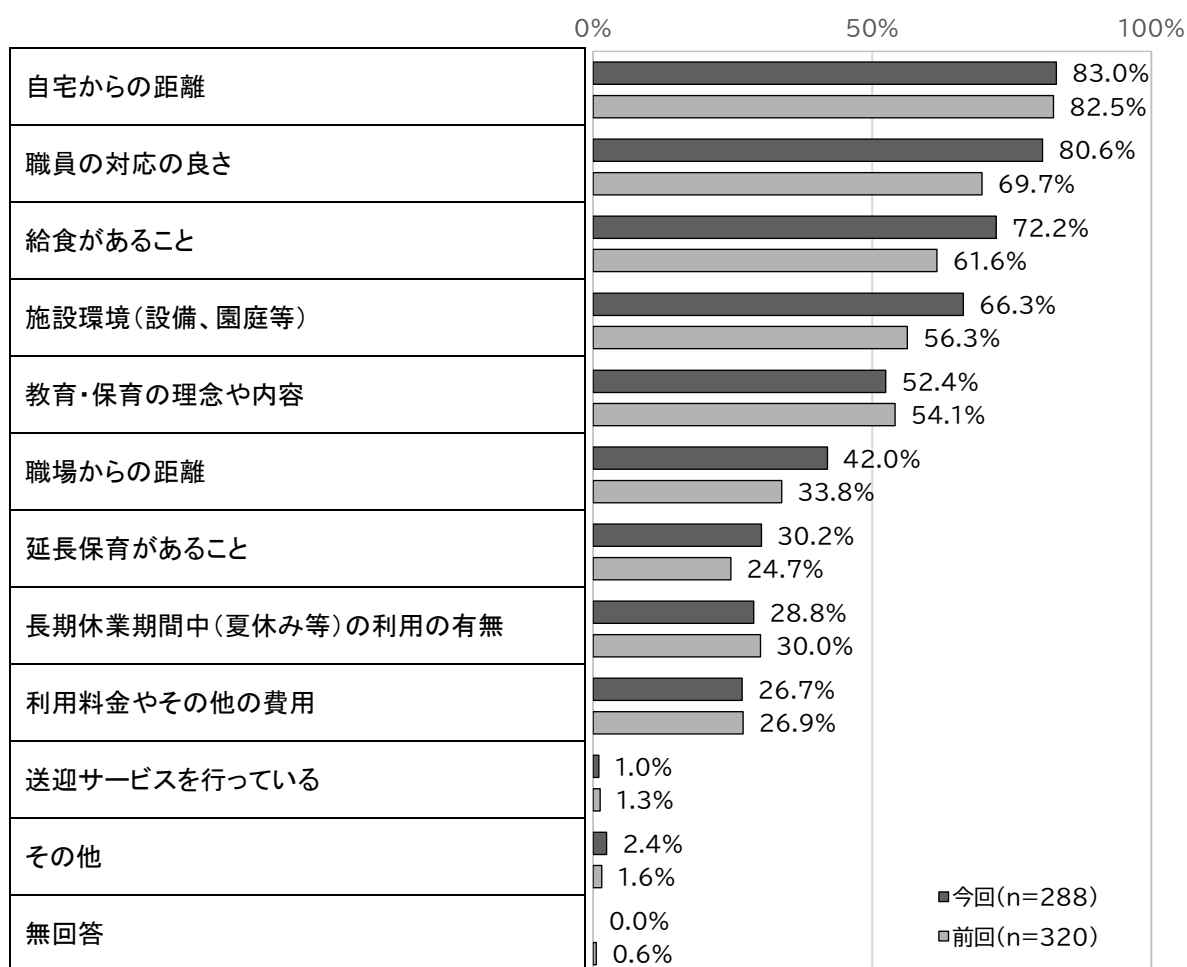
年齢	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
件数(n)	338	10	42	69	46	74	52	45
認定こども園	91.1%	80.0%	95.2%	94.2%	89.1%	91.9%	86.5%	91.1%
認可保育所	17.5%	30.0%	23.8%	14.5%	28.3%	13.5%	13.5%	13.3%
幼稚園	14.2%	20.0%	9.5%	15.9%	17.4%	5.4%	21.2%	17.8%
幼稚園の預かり保育	12.4%	10.0%	7.1%	10.1%	19.6%	9.5%	21.2%	8.9%

注：年齢未回答者は集計表に含まない

■教育・保育施設を利用している理由 問 11-1-4



■施設の選択にあたり重視すること 問 11-1-5



2 幼児期の教育・保育サービスのニーズ

【事業の概要】

「幼児期の教育・保育サービス」とは、保育園、幼稚園、認定こども園で提供されるサービスをいいます。

子ども・子育て新制度の導入により、平成27年度からは、保育園、幼稚園、認定こども園の入園にあたっては、子どもの年齢や保護者の就労状況等から保育の必要性を認定する認定区分が導入されました。この認定区分に基づき、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を算出します。

☆ 保育の必要性の認定区分

3～5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3～5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

【現 状】

令和2年度より、町立幼稚園・保育園が統廃合し、町内の施設は全て認定こども園になりました。幼児期の教育・保育のサービスの確保・提供については、認定こども園（幼保連携型：4園、保育所型：2園）の6園でサービス提供しています。このようななか、するがおやまこども園が令和7年3月をもって閉園することが決定し、町内の教育・保育サービスは転換期となっています。

こども園の利用者数は、ほぼ定員数の範囲内ですが、3歳未満児（0～2歳児）の利用希望が増加傾向にある中、保育士不足の問題等から年齢や地域によって利用できない場合も生じています。

3～5歳児（1号認定）については、前計画で令和5年度の量の見込みを127人として、確保提供数を250人としていましたが、利用の実績は79人でした。確保量として171人分（＝250－79）の余裕があります。

3～5歳児（2号認定）については、前計画で令和5年度の量の見込みを264人として、確保提供数を388人としていましたが、利用の実績は277人でした。確保量として111人分（＝388－277）の余裕があります。

0歳児（3号認定）については、前計画で令和5年度の量の見込みを57人として、確保提供数を56人としていましたが、利用の実績は36人でした。確保量として20人分（＝56－36）の余裕があります。利用数が増えていないのは、令和5年度の0歳児数の推計が109人であったのに対して、実数が79人（28%減）と大幅に少なかったことが要因となっています。これらの状況から、0歳児実数の推計との乖離は令和2年度の88.1%から令和6年度65.4%へと拡大し、推計過多の傾向となっています。一方、保育利用率は同年の間に26.9%から45.7%へと高まっています。

1・2歳児（3号認定）については、前計画で令和5年度の量の見込みを239人として、確保提供数を207人としていましたが、利用の実績は133人でした。確保量として74

人分(= 207-133)の余裕があります。利用数が増えていないのは、令和5年度の1・2歳児数の推計が239人であったのに対して、実数が202人(15%減)と少なかったことが要因となっています。

■実施状況

《認定こども園／3～5歳児（1号認定）》

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①前計画の量の見込み(人)	161	148	136	127	121
②利用の実績(人)	167	124	129	79	58
確保 方策	③確保提供数(人)	244	266	266	250
	差異(③-②)(人)	77	142	137	171
	認定こども園(箇所)	6	6	6	6

《認定こども園／3～5歳児（2号認定）》

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①前計画の量の見込み(人)	308	280	259	264	277
②利用の実績(人)	311	312	288	277	272
確保 方策	③確保提供数(人)	347	404	404	388
	差異(③-②)(人)	36	92	116	111
	認定こども園(箇所)	6	6	6	6

《認定こども園／0歳児（3号認定）》

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①前計画の量の見込み(人)	37	42	50	57	57
0歳児総数の推計(人)	118	115	111	109	107
想定保育利用率(%)	31.4	36.5	45.0	52.3	53.3
②利用の実績(人)	28	32	36	36	32
0歳児実数(人)	104	92	85	79	70
【0歳児実数の推計との乖離】(%)	88.1	80.0	76.6	72.5	65.4
保育利用率(%)	26.9	34.8	42.4	45.6	45.7
確保 方策	③確保提供総数(人)	50	54	54	56
	差異(③-②)(人)	32	22	18	20
	認定こども園(箇所)	6	6	6	6

※見込み値・推計は各年度3月末、利用実数は各年度10月1日、令和6年度の0歳児は予定数

《認定こども園／1・2歳児（3号認定）》

各年度3月末時点

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①前計画の量の見込み(人)		150	159	162	162	158
1・2歳児総数の推計(人)		242	253	247	239	233
想定保育利用率(%)		62.0	62.8	65.6	67.8	67.8
②利用の実績(人)		141	136	146	133	139
1・2歳児実数(人)		244	224	222	202	189
保育利用率(%)		57.8	60.7	65.8	65.8	73.5
確保 方策	③確保提供総数(人)	194	206	206	207	207
	差異(③-②)(人)	53	70	60	74	68
	認定こども園(箇所)	6	6	6	6	6

※各年度の人口は10月1日の実績

【今後の方向性】

◎幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供を図ります。

- ◆0～5歳の人口は、想定よりも少ない値で推移しており、今後も同様な傾向が続くと考えられます。
- ◆3～5歳児の保育の見込み量の総数については、確保提供していくことのできる施設（サービス量）が、これまでに整っているのが現状です。このようななか、するがおよまこども園が閉園後（令和7年4月以降）のサービス量の総数は、3～5歳で250人から220人に減少します。
- ◆一方、3歳未満の保育の見込み量については需要が高まっており、保育サービスを支える人材の確保と効率的な提供が求められています。アンケート結果からは、潜在需要を含めた保育利用率が70～80%程度であることが算出されます。令和5年の実績（0歳児45.6%、1・2歳児65.8%）との乖離が大きいことから、潜在需要に向けて段階的に高めていくことを想定します。
- ◆入園時に必要となる認定区分については、住民の理解が深まるよう周知を図るとともに、認定にあたっては、公平・公正な認定を行います。
- ◆幼児期の保育・教育環境が充実するよう、事業者との連携体制の強化や、円滑な運営に向けた必要な支援や指導等を行います。また、新たな事業者の参入にあたっては、必要な情報の提供や相談対応等の支援に努めます。
- ◆3歳未満児の保育については、育児休業等雇用との関係もあるため、子育て家庭に対する事業者の理解や制度の活用促進等にも努めます。
- ◆良質な教育・保育サービスが提供できるように、保育教諭の研修への参加促進を図ります。

- ◆認定こども園と小学校との連携を図り、教育内容の連続性を目指した協力体制の充実に努めます。
- ◆令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について、ニーズ調査では、利用ニーズの傾向には大きな変化は見られませんでした。実施後のニーズの推移について慎重に分析し、対応を図ります。

■見込み量及び確保方策

《認定こども園／3～5歳児（1号認定）》

各年度3月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量総数(人)	60	55	52	54	55
確保方策	②確保提供総数(人)	160	160	160	160
	差異(②-①)(人)	100	105	108	106
	施設数(箇所)	5	5	5	5

《認定こども園／3～5歳児（2号認定）》

各年度3月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量総数(人)	275	256	245	246	248
確保方策	②確保提供総数(人)	366	366	366	366
	差異(②-①)(人)	91	110	121	118
	施設数(箇所)	5	5	5	5

見込み量を検討するための係数（ニーズ調査結果より算出）

	0-5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
タイプA	4.8%	0.0%	0.0%	1.4%	8.0%	8.6%	3.7%
タイプB	42.8%	60.0%	48.8%	42.3%	50.0%	39.5%	40.7%
タイプC	31.3%	20.0%	25.6%	31.0%	26.0%	30.9%	38.9%
タイプC'	5.9%	0.0%	7.0%	7.0%	6.0%	5.0%	3.7%
タイプD	15.2%	20.0%	18.6%	18.3%	10.0%	16.0%	13.0%

3号認定

1号認定

2号認定

第2部 各論

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

《認定こども園／0～2歳児（3号認定）》

各年度3月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量総数(人)	161	167	166	166	166
0歳児総数の推計(人)	86	84	83	83	82
推計人口の修正	69	65	61	57	54
保育利用率の需要(%)	79%	81%	80%	81%	80%
想定保育利用率(%)	50%	53%	56%	59%	62%
②0歳児見込み量(人)	34	34	34	33	33
1歳児総数の推計(人)	96	93	92	91	90
保育利用率の需要(%)	74%	75%	75%	74%	74%
想定保育利用率(%)	69%	70%	71%	72%	73%
③1歳児見込み量(人)	66	65	65	66	66
2歳児総数の推計(人)	88	97	94	93	92
保育利用率の需要(%)	73%	74%	74%	74%	74%
想定保育利用率(%)	69%	70%	71%	72%	73%
④2歳児見込み量(人)	61	68	67	67	67
確保 方策	⑤確保提供総数(人)	199	199	199	199
	⑥上記のうち0歳児	37	37	37	37
	⑦上記のうち1歳児	72	72	72	72
	⑧上記のうち2歳児	90	90	90	90
	差異(⑥-②)(人)	3	3	3	4
	差異(⑦-③)(人)	6	7	7	6
	差異(⑧-④)(人)	29	22	23	23
	認定こども園・保育園 (箇所)	5	5	5	5

3 地域子ども・子育て支援事業の二ーズ

(1) 妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施する事業です。

【現 状】

母子の健康を守り、安心して出産が迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票が綴られた母子健康手帳別冊を同時に交付します。町では、妊婦健康診査医療機関に委託しており、16回の健診のほか、血液検査（1回）、GBS検査（1回）、血算検査（1回）と超音波検査（4回）を実施しています。

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健診実績数(人)	147	133	128	133	78

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値。

【今後の方向性】

◎ 健診受診率を向上させるとともに、安全に出産ができるように努めます。

◆異常を早期に発見することで、適切な治療や指導を行うことが可能となり、安心して出産が迎えられるようになるため、妊婦健診費用の16回分の助成を継続実施します。

◆契約外医療機関の助成についても継続して行い、妊婦健診の費用の軽減と健康診査の受診を促進します。

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健診数(人)	130	130	130	130	130

※令和6年10月末の実績をもとに各年度3月末の値を推計。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【現 状】

町では、保健師及び助産師により、生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、子育ての情報の提供及び新生児とその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行いながら、継続的な支援に努めています。

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数（人）	108	103	87	92	54
延べ訪問者数（人）	85	99	72	79	52

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値。

【今後の方向性】

◎ 乳児家庭全戸訪問事業を継続し、子どもの健やかな成長を地域で見守り、支えていきます。

◆生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への保健師又助産師による訪問を継続します。

◆乳児の把握に努めるとともに、産後うつスクリーニング、メンタルヘルスの支援、虐待の予防にも努め、支援の必要が認められた場合には、早期の対応が行えるよう、庁内の関係部署が情報を共有し、状況に応じた適切な対応に努めます。

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問対象者数（人）	90	90	90	90	90

※令和6年10月末の実績をもとに各年度3月末の値を推計。

(3) 子どもを守るネットワーク機能強化事業／養育支援訪問事業

【事業の概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待等に対する市町村の体制強化を固めるために設置するものです。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育環境の改善を支援することが必要と認められる幼児・児童や、出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要な妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言等必要な支援を行う事業です。

【現 状】

町では、支援が必要な子どもの把握、対応については、保健師の訪問をはじめ、乳幼児健診等の各種事業や認定こども園、小・中学校等で行っています。

妊婦届や妊婦健診時から支援の必要が認められた場合には、助産師が訪問して支援を行っています。

また、児童相談所や警察等の関係機関と連携した児童虐待防止対策としては、要保護児童対策地域協議会として代表者会議（年1回）、実務者会議（年4回）、個別ケース会議（随時）を開催し、関係機関との情報共有等を行い、必要と認められた場合には支援を行っています。

さらに、町施設及び園、小・中学校、町内医療機関、地域に対して、虐待防止ポスターの掲示やチラシの配布を行い、地域における啓発に努めています。また、児童福祉週間に併せた街頭広報活動も行っています。

【今後の方向性】

◎ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めます。

- ◆虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護とケア、そして保護者に対する指導・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し、関係機関との連絡調整及び連携強化を図ります。
- ◆様々なケースに的確に対応できるように担当職員の虐待対応力の向上のため、各種研修等への参加促進を行います。
- ◆改正児童虐待防止法と改正児童福祉法に基づき、「しつけ」としての体罰禁止や、児童相談所及びドメスティックバイオレンス（DV）の対応機関等の関係機関との連携強化を図ります。また、虐待被害を訴える子どもの保護についても、関係機関と連携して情報の管理等、安全確保の徹底を図ります。
- ◆乳幼児健康診査や乳児訪問時等において、母子双方の状況を注視し、必要な助言・指導をしていくとともに、認定こども園でも園児の虐待に関わる痕跡や状況を観察し、早期発見に努めます。また、養育支援を特に必要とする家庭に対する支援策として、専門的な相談を行っています。
- ◆しつけと虐待の区別がつけられない等の悩みを抱えている保護者の相談対応や、虐待をした保護者の再発防止のために指導体制の充実を図ります。

- ◆児童虐待に関する住民の理解を深め、虐待を発見した場合における通告義務について啓発活動を行います。また、通報先（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（イチハヤク）※）の周知を行い、早期発見の取組を強化します。
- ◆虐待を受けた子どもに対し、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、それぞれの状況に合わせた支援を行います。

※ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（イチハヤク）にかけると近隣の児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

（４）利用者支援事業（基本型）及びこども家庭センターの設置【新規】

【事業の概要】

子どもが健やかに成長することができる地域社会をつくるため、子ども及びその保護者、妊娠している方が、それぞれのニーズに基づき教育・保育・保健・その他の子育て支援事業を選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や、相談・助言を行うとともに、相談の状況に応じて関係機関との連携要請をする事業です。

【現 状】

町では、小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」に相談室を設け、専門の相談員を配置する等、相談体制の充実に努めています。

子育て世帯のライフスタイルは変化し、ニーズも多様化しているため、希望に沿った適切なサービス等が利用できるように、対応職員の相談対応力の向上や効果的な情報活用等に努めていく必要があります。

【今後の方向性】

◎ 気軽に相談できて頼れる総合窓口を利用者の視点で運営します。

- ◆すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、町としての相談支援体制の強化を図ります。
- ◆町内の各地域子育て支援拠点と情報の共有や交換を行います。
- ◆オムツの交換やベビーカーでの移動がしやすい場所、公園や遊び場の情報等、子どもと保護者が安心して快適に過ごせる場所の情報や子どもと保護者の交流が行えるサロン活動等、子育て支援につながる幅広い情報を収集し、子どもと保護者の支援に努めます。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

乳幼児や小学生の預かりの援助を受けることを希望する者（委託会員）と援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現 状】

御殿場市と連携して実施しています。

利用は減少傾向にあり、利用していない委託会員もいます。事業の周知が十分でない状況もうかがえるため、ファミリー・サポート・センターの効果的な周知・広報を推進していく必要があります。

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受託会員数（人）	24	24	36	33	39
委託会員数（人）	65	74	75	73	80
委受託会員※2数（人）	13	11	4	4	5
延べ利用者数（人）	108	173	158	65	129
うち、未就学児（人）	106	144	58	64	21
うち、小学生（人）	2	29	100	1	108

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値。

※2 委受託会員とは、委託会員と受託会員の両方に登録している方。

【今後の方向性】

◎ 住民参加型の事業として、事業の継続的、安定的な運営を図ります。

◆ 地域の子育てに関する多様なニーズの受け皿となる事業であるため、御殿場市と連携しながら、説明会の開催や様々な通信媒体による情報発信等による住民への周知に努め、委託会員及び受託会員の増加を図り、事業の積極的な活用を目指します。

■見込み量及び確保方策

（人／年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	140	140	140	140	140
	うち、未就学児（人）	100	100	100	100	100
	うち、小学生（人）	40	40	40	40	40
確保方策	②確保提供総数（人）	150	150	150	150	150
	差異（②－①）	10	10	10	10	10

※利用見込みはR2～R5の延べ利用実績平均を超える水準を想定。約30人の受託会員が年間で平均5回程度の預かりが可能であると想定。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

認定こども園及び小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」の計7拠点で、未就園児の子どもたちに安全な遊び場と保護者の情報交換の場の提供を目的として、子育て講座やお楽しみ会の開催等の事業を展開しています。

■実施状況

各年度度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数（人／年）	7,753	8,984	8,365	12,064	3,781
利用者数（人回／月）	644	651	691	1,005	1,420
実施箇所数（箇所）	7	7	7	7	7

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値。

■平成30度・令和5年度の各拠点の利用状況（延べ利用人数：人）

	いきど 保育園	すがぬま 保育園	きたごう こども園	すばしり 保育園	きんたろ うひろば	菜の花 こども園
平成30年度（人）	280	256	302	275	12,059	1,232

	するがおやま こども園	すがぬま こども園	きたごう こども園	すばしり こども園	きんたろ うひろば	菜の花 こども園	みらい こども園
令和5年度（人）	76	203	268	287	9,626	1,057	547

【今後の方向性】

◎ 地域の子育て拠点として事業を継続し、利用促進を図ります。

- ◆ 地域子育て支援センターは、子どもと保護者の仲間づくりの場にもなっており、孤立化の防止にもなるため、就園前の子どもと保護者が気軽に利用でき、交流が行えるように6箇所の拠点において、事業を継続していきます。また、交流のきっかけづくりとなるように、イベントの開催等、行事内容の工夫を図ります。

■見込み量及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	利用者推計総数（人回／月）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	施設数（箇所）	6	6	6	6	6

(7) 一時預かり事業

【事業の概要】

保護者が仕事以外の緊急事情や心身のトラブルにより、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、指定時間内において、認定こども園で一時的に預かる事業です。

【現 状】

町では、一時的保育と預かり保育の2種類を実施しています。

一時的保育は増加しています。預かり保育は、教育標準時間認定（1号認定）の在園児を対象として、保育時間終了後（14時半以降）に、保護者の都合により一時的にお子さんを預かるものです。

なお、公平性や利便性の向上に努めています。

■実施状況

《認定こども園等における在園児を対象とした預かり保育・一時預かり保育》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者総数（人日/年）	1,829	2,046	1,797	2,148	1,973
1号認定の利用者数（人日/年）※	735	629	528	606	566
上記以外の利用者数（人日/年）	1,094	1,417	1,269	1,367	79
1号認定の人数（人）	167	124	129	79	104
一人当たりの利用日数（人日/年）	4.4	5.1	4.1	8.7	6
2・3号認定の人数（人）	480	475	470	446	458
一人当たりの利用日数（人日/年）	2.3	3.0	2.7	3.3	3
実施施設数（箇所）	6	6	6	6	6

※1号認定の利用者：認定こども園等を利用する1号認定の子どもを、基本の時間外も預けることを希望する者
※令和6年度は、令和4-5年の平均値。

■各拠点の利用状況（利用者総数：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
するがおやまこども園	164	64	57	139	98
すがぬまこども園	104	24	58	75	67
きたごうこども園	385	193	402	460	431
すばしりこども園	163	126	122	152	137
菜の花こども園	667	782	424	460	442
みらいこども園	346	857	734	862	798

※令和6年度は、令和4-5年の平均値。

【今後の方向性】

◎ 多様なニーズに対応できるよう、事業者理解と協力を求め、事業を継続していきます。

- ◆ 認定こども園（教育標準時間）の預かり保育については、子育て負担の軽減のため、仕事以外の緊急事情や子育てのリフレッシュ等、幅広い目的で利用できるようにします。
また、共働き世帯の認定こども園（教育標準時間）の利用者が、預かり保育を定期的に利用できるようにします。
- ◆ 料金体系の見直しに伴う利用状況の変化等、情報の収集・分析に努めます。
- ◆ 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用ニーズの変化が予想されるため、利用者のニーズや動向の分析を行い、需要に対応していきます。
- ◆ 私立の認定こども園では年間365日での受入れが可能であるため、子育て世帯への周知を図ります。

■見込み量及び確保方策

《認定こども園等における在園児を対象とした預かり保育・一時預かり保育》（延べ利用人数：人日/年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数	2,060	1,990	1,910	1,940	1,950
	1号認定の利用者数※	540	500	470	490	500
	上記以外の利用者数	1,520	1,490	1,440	1,450	1,450
確保方策	②確保提供総数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	差異（②-①）	940	1,010	1,090	1,060	1,050

※1号認定の利用者：認定こども園等を利用する1号認定の子どもを、基本の時間外も預けることを希望する者

※1人当たりの利用日数を1号認定（9日/年）、2・3号認定（3.5日/年）として見込み量（概数）を算出。

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日において利用時間以外の時間に、認定こども園で保育を実施する事業です。

【現 状】

利用希望の申請のあった方を対象に実施しており、利用者は増加しています。

現状では、認定こども園では、保育標準時間の場合は午後7時まで、保育短時間の場合は午前7時から午前8時30分までと、午後4時30分から午後7時まで対応しています。保護者の勤務状況やニーズを踏まえながら、時間設定について検討していく必要があります。

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延べ利用者数（人）	3,481	3,965	3,535	2,848	3,570
実利用者数（人）	251	248	250	256	260
②確保提供総数（人）	180	180	180	180	180
施設数（箇所）	6	6	6	6	6

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値（延べ数）をもとに年間利用（概数）を算出。

■各拠点の利用状況（延べ利用人数）

	するがおよ まこども園	すがぬま こども園	きたごう こども園	すばしり こども園	菜の花 こども園	みらい こども園
平成30年度（人）	21	11	229	87	767	
令和5年度（人）	146	152	720	437	831	562

【今後の方向性】

◎ 多様化する保護者の就労形態を踏まえて、体制の改善を図ります。

- ◆ 保護者の勤務状況やニーズを踏まえ、全園において午後7時まで対応できるように、町の実施体制を整備します。
- ◆ 幼児期における生活習慣や環境は、その後の成長においても大きく影響するため、過度の残業等が生じないように、子育て家庭に対する事業者の理解が深まるよう努めます。

■見込み量及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	260	260	260	260	260
確保方策	②確保提供総数（人）	300	300	300	300	300
	差異（②-①）（人）	40	40	40	40	40
	施設数（箇所）	5	5	5	5	5

(9) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児等について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育をする事業です。病児対応型・病後児対応型 等があります。

【現 状】

ニーズ調査では、子どもが病気のとくに、できれば仕事を休んで看護したいという回答が多く見られました。しかし、仕事を休みたくても休めない保護者も多く、共働き世帯の増加に伴い、病児・病後児保育の必要性も増してくることが想定されます。保護者の看護に関する養育上の意義や重要性を加味しつつ、一定数の病児・病後児保育施設を確保していく必要があります。

■実施状況《病後児保育のみ》

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数(人)	61	111	127	148	170
②確保提供総数 (人日/年)	617	617	617	617	617
差異(②-①) (人日/年)	556	506	490	469	447
施設数(箇所)	2	2	2	2	2

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値から算出した推計値(概数)。

【今後の方向性】

◎ 就労している保護者の支援策の一つとして、事業の改善及び整備を図ります。

- ◆ 民間事業者の理解と協力を求め、病児・病後児保育の実施に努めます。
- ◆ 子どもの病気のとときには、保護者が子ども看護を行えるよう、事業主への啓発活動等にも努めます。

■見込み量及び確保方策《病児・病後児保育》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	195	220	245	270	295
確保方策	②確保提供総数 (人日/年)	617	617	617	617	617
	差異(②-①) (人日/年)	422	397	372	347	322
	施設数(箇所)	2	2	2	2	2

※利用者推計は25人増/年とした。

(10) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：緊急一時的に児童を養育・保護する事業

○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間又は休日に児童を保護する事業

【現 状】

町では実施していない事業ですが、ニーズ調査では、「子どもだけで留守番をさせた」「親族等に頼んだものの非常に困難であった」という回答等も若干みられるため、子どもの安全という面からも、対応策について検討していく必要があります。

【今後の方向性】

◎ 民間事業者・里親、近隣市町と連携を図り、確保策を検討していきます。

- ◆ 緊急の用事や保護者の病気等により、子どもを泊りがけで預けなければならない事態に備えて、町内及び近隣市町において宿泊を伴う子どもの預かりを行える民間事業者の情報収集に努めます。
- ◆ 事業の必要性について、民間事業者や里親への理解と協力を求め、宿泊を伴う子どもの預かり場所の確保に向けた取組を行います。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者の就労等により、放課後帰宅しても家庭に保護者がいない児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現 状】

町では、放課後児童クラブは公設民営で行っており、これまでの各クラブの保護者による運営から、運営団体の統一を令和3年4月に行っています。対象者は小学校1年生から6年生までを基本としています。

北郷小学校放課後児童クラブ施設については、利用希望者の急増に伴い、北郷小学校グラウンドに平成30年3月に建築・設置し、さらに、令和元年6月に増設しました。

ニーズ調査では、5歳児の就学後の利用希望は前回調査よりも上昇しているため、ニーズに対応できるように体制整備に努めていく必要があります。

また、利用者からは、施設環境や行事等の評価は高いものの、保護者間のネットワークづくりや保護者への対応等はやや低く、改善希望等もみられるため、質的な向上を図っていく必要があります。

■ 実施状況

各年度毎月1日時点の平均

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者見込（人）	232	229	242	237	228
うち、4年生以上（人）	66	64	68	68	70
利用者実数（人）	216	200	219	231	※259
うち、4年生以上（人）	47	36	38	45	※47
放課後児童クラブ数（箇所）	6	6	6	6	6

※令和6年度は、令和6年10月時点の実績値。

【今後の方向性】

◎ 放課後安心して過ごせる場として放課後児童クラブの充実を図ります。

- ◆ 就労する保護者のニーズを踏まえ、放課後に安心して子どもを預けられる場として、希望に応じて身近な地域での、放課後児童クラブを利用できるように体制整備を図ります。
- ◆ 運営者に対して、「小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく基準の周知徹底を図ります。
- ◆ 子どもへの対応や保護者への相談対応、ネットワークづくり等が適切に行えるように、指導員の研修への参加促進を図る等、質的確保に努めます。
- ◆ 学年により、施設の環境や求められる活動内容も異なること等を踏まえ、必要スペースの確保や事業内容の向上等を図ります。

■見込み量及び確保方策

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数（人）		248	243	232	217	207
	うち、4年生以上（人）		46	46	44	41	39
	学年別	1年生	81	79	76	71	68
		2年生	67	66	63	59	56
		3年生	53	52	50	47	44
		4年生	25	24	23	22	21
		5年生	11	10	10	9	9
		6年生	11	11	11	10	9
	地区別	成美	33	33	31	29	28
		明倫	48	47	45	42	40
		足柄	32	31	29	28	26
		北郷	92	90	86	80	77
		須走	44	43	41	38	36
確保方策	②確保提供総数（人）		322	322	322	322	322
	地区別	成美	60	60	60	60	60
		明倫	47	47	47	47	47
		足柄	50	50	50	50	50
		北郷	118	118	118	118	118
		須走	47	47	47	47	47
	差異（②-①）（人）		74	79	90	105	115
	施設数（箇所）		6	6	6	6	6

（12）多様な主体の参加促進事業

国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供が展開できるよう、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について、検討を進めていきます。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備

保護者の就労支援、子どもの育ちの観点等複合的な観点から、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境整備を推進していく必要があります。

町では、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供を目指して、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園に町立全園を移行しました。また、低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、地域型保育事業の整備も進むことが想定されるため、連携施設等で安心して過ごせるように円滑な接続に配慮します。

さらに、子どもの成長段階に応じた連続性のある教育・保育の支援を行えるように、小学校職員を含め、教育・保育施設に携わる職員の交流の場・機会を設ける等、連携体制の強化を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。なお、子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、事業運営に支障のないように、給付の時期について配慮を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県に対し、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関連法令に基づく是正指導等の協力要請を行います。

基本目標2 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

1 健康で楽しく子育てができる地域づくり

(1) 妊娠・出産への支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに「子育て」が始まること等から、不安や悩みが生じやすい時期です。

安全・快適かつ満足できる「いい出産」を迎えることができるよう、定期健康診査や訪問指導、産前産後サポート事業等、健康管理への支援や相談体制の充実を図るとともに、夫婦がともに妊娠・出産に関する知識、親になるための心構え・子育てについて学べる機会の充実等、産婦人科等の医療機関との連携強化を図りながら、妊娠・出産を支援する環境づくりに努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 母子健康手帳等の交付【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳及び母子健康手帳別冊を交付して、妊娠初期の指導を行い、妊娠高血圧症候群等の早期予防や母親のメンタルヘルスへの支援の充実を図ります。また、産後うつ等の早期発見と支援を強化するため、産婦健診の受診券を発行し、受診の促進を図ります。 経済的支援として妊婦のための支援給付金を支給します。
施策名 〔担当課〕	2 小山町母子健康手帳アプリの普及【新規】 〔健康増進課〕
内容	出産子育てを応援するスマートフォン向けアプリのダウンロードと利用を促進します。（アプリの機能は、妊婦の健診管理や体重管理、子どもの成長の記録や予防接種スケジュール管理 など）
施策名 〔担当課〕	3 妊婦健康診査の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導 を実施する事業です。
施策名 〔担当課〕	4 妊婦歯科健診の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊娠中は、ホルモンバランスなど身体の変化の影響で、口内環境が悪くなりがちです。虫歯菌や歯周病菌が体内に入り込むと早産などのリスクが高まることから、母子健康手帳交付時に歯科健診の受診券を発行し受診の促進及び早期発見、早期治療に努めます。

施策名 〔担当課〕	5 小山町出産・子育て支援事業【継続】 〔健康増進課〕
内容	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の継続的な情報発信等を行い、支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業との連携を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援として妊婦のための支援給付金を支給します。 《経済的支援》 妊婦1人あたり5万円と、妊娠していた子どもの人数に応じて、1人5万円を支給
施策名 〔担当課〕	6 妊婦等包括相談支援事業【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
施策名 〔担当課〕	7 妊婦訪問・新生児訪問(赤ちゃん訪問)の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	若年妊婦・高齢出産・多胎妊婦・母体の既往症等、リスクの高い妊婦を対象に、助産師等専門職による妊婦訪問を行います。また、出生児全ての家庭に保健師または助産師が伺い、赤ちゃんの体重測定、産婦の健康支援、町の健診などのサービスの紹介や育児相談に応じます。 このほか、妊娠8か月を対象にアンケートを実施し、相談を希望する場合又は継続的な支援が必要な妊婦を対象に、保健師・助産師が訪問・電話相談を行います。
施策名 〔担当課〕	8 妊婦に対する栄養指導の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊婦訪問やパパママ学級の開催時に、助産師及び栄養士による栄養指導を行います。また、妊婦へのパンフレット及びリーフレットの配布等、健康・栄養に関する情報の提供に努め、妊婦に対する栄養指導の充実を図ります。
施策名 〔担当課〕	9 パパママ学級の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊娠・出産・育児への理解を深め、親になる心構えを身に付けることを目的とした、専門職による「パパママ学級」を実施します。
施策名 〔担当課〕	10 産後ケア事業【継続】 〔健康増進課〕
内容	産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守り、すこやかな育ちの支援をするために、助産師などによる心身のケアや子育ての相談を行います。短期入所型、通所型、居宅訪問型などの支援サービスが利用できます。

施策名 〔担当課〕	11 産前産後サポート事業【継続】 〔健康増進課〕
内容	妊娠・出産・育児に不安を抱いていたり、身近に相談できる人がいない方が来所、電話等その人に合った方法で、助産師、保健師等に相談を行うことで孤立感の軽減や子育て不安の解消を図ります。
施策名 〔担当課〕	12 禁煙環境の推進【継続】 〔健康増進課〕
内容	子どもへの悪影響のリスクを排除するため、母子健康手帳交付時アンケートや新生児訪問等により喫煙状況を把握し、禁煙指導や、受動喫煙防止のための意識啓発に努めます。
施策名 〔担当課〕	13 不妊・不育症治療対策の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	配偶者間の体外受精や顕微授精に限らず、一般不妊・不育症治療も対象とした助成制度の周知に努め、活用促進を図ります。また、申請手続きが円滑かつ確実に行われるように、必要書類の改善等を進めます。
施策名 〔担当課〕	14 乳がん・子宮がん検診の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	女性の健康を確保するため、女性のがんで罹患率の高い乳がん、子宮がん検診の推進を図ります。年間を通じた啓発活動を行い、特に若い世代の受診率向上に努めます。

(2) 妊婦等包括相談支援事業 【継続】

【事業の概要】

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。（この事業は、令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。）

【現 状】

現在は、子育て世代包括支援センターにおいて、相談対応を実施しています。また、「小山町出産・子育て応援事業」の伴走型支援として妊娠届出時、妊娠8か月前後、出産後及び、産後の育児期の各時期に面談やアンケートを実施して妊産婦や子育て家庭をサポートします。

《伴走型支援・相談場所》

健康増進課（母子保健型）：妊娠中や産後のこころや体のこと、赤ちゃんの育児

きんたろうひろば内相談室（基本型）：子育てに対する悩みや育児

こども未来課（特定型）：こどもを預かってくれるところや制度

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦実績数(人)	147	133	128	133	78

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値です。

【今後の方向性】

◎相談体制や対応について、安定して取り組むことのできる運営を検討し、実行します。

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦推計数(人)	70	70	70	70	70
平均相談回数(回/人)	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
量の見込み(回)	245	245	245	245	245

※令和6年度の実績を踏まえた推計(人)を想定。伴走相談支援3回を上回る3.5回を平均相談回数として見込み量を算出。

(3) 産後ケア事業 【継続】

【事業の概要】

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう助産師等による心身のケアや子育ての相談を行っています。

【現 状】

産後ケア事業には、短期入所型・通所型・居宅訪問型があり、産後の母親の健康管理や心身のケア、授乳の相談や育児サポートを実施しています。

■実施状況

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦実績数(人)	147	133	128	133	78

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値です。

【今後の方向性】

- ◎ 民間事業者との連携を図り、通所や短期入所で産後の母の心身のケアや育児サポートを行っていきます。
- ◎ 受入れの体制や対応について、安定して取り組むことのできる運営を検討し、実行します。

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦推計数(人)	80	80	80	80	80
平均相談回数(回/人)	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
量の見込み(回)	200	200	200	200	200

※令和6年度の実績を踏まえた推計妊婦数(人)を想定。伴走相談支援3回を上回る3.5回を平均相談回数として見込み量を算出。

(4) 子どもや母親の健康の確保

母子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するため、継続的に定期健康診査や訪問指導を行い、健康増進や疾病の早期発見に努めるとともに、予防接種により小児感染症の予防に取り組みます。

近年、子どもの生活習慣病が増加しています。乳幼児期に身につける生活習慣は生涯にわたる基盤として重要であるため、生活習慣病予防を視野に入れた健康づくり事業についても充実を図ります。

また、親の育児不安の軽減や孤立を防ぐためのケア、子どもの発育・発達についての相談にも力を入れていく等、育児に対する総合的な連続性のある支援に取り組んでいきます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 新生児聴覚スクリーニング検査の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	新生児に対して、聴覚スクリーニング検査を行うことで、聴覚障がいの早期発見・早期治療・早期療育を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 乳児家庭全戸訪問事業の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師、助産師等が家庭訪問を行い、産婦、新生児の心身の健康状態を把握し相談や支援を行います。 また、町内に在住の、要件を満たした方に出産祝給付金を支給します。
施策名 〔担当課〕	3 乳幼児健康診査の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	乳幼児の健全な育成を図るため、発達段階に応じた乳幼児健康診査（1歳6か月、2歳児、3歳児）を継続実施します。健診時に専門職を配置し、疾病等の早期発見及び育児相談等の母親支援に努めます。あわせて、母子健康手帳別冊にある受診票を利用して医療機関で行う1か月健診、4か月健診、10か月健診の受診を促進します。 また、未受診者には、通知や電話、家庭訪問等による受診勧奨を行います。
施策名 〔担当課〕	4 健康教育・相談の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	育児不安の軽減、子育ての充実感が得られるよう、各発育発達時期に応じて健康教育、育児相談、栄養相談等を行います。2～6か月児をもつ初産婦を対象とした「ままはぐ」では、親子のふれあい・母親同士の交流の機会をつくり、育児不安軽減のための支援を行います。 また、5か月児を対象とした「赤ちゃん相談」、生後11か月から12か月児を対象とした1歳教室「よちよち」を開催し、相談や交流の機会を充実していきます。

施策名 〔担当課〕	5 発達・療育相談の充実【継続】 〔健康増進課・こども未来課〕
内容	発達相談や言語相談、1歳6か月・3歳児健診事後教室（たんぽぽ教室）等を通じて、早期療育体制の充実を図ります。また、子どもの成長に応じた継続性のある支援が行えるように、個人情報に留意しながら、関係機関との情報の共有や連絡調整の向上に努めます。 さらに、早い段階で適切な相談支援につなげられるように、相談窓口の周知や体制の強化に努めます。
施策名 〔担当課〕	6 小児生活習慣病の予防【継続】 〔健康増進課〕
内容	乳幼児期からの規則正しい生活リズムや適切な食生活の確立のため、栄養相談や栄養講話等を行い、小児生活習慣病予防の啓発に努めます。
施策名 〔担当課〕	7 歯科健診の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	1歳6か月、2歳児、2歳6か月、3歳児健診において、フッ素塗布と歯科指導を実施します。また、5歳児の歯科教室を通して町内こども園に歯科衛生士を派遣し、正しい歯科知識の普及に努めます。
施策名 〔担当課〕	8 予防接種の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	感染症の発生及びまん延を予防するため、B型肝炎、ロタウイルスワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・BCG・5種混合（ヒブワクチン・ジフテリア・百日ぜき・破傷風・不活化ポリオ混合）・DT（ジフテリア破傷風混合）・MR（麻疹風しん混合）・水痘・日本脳炎・子宮頸がんワクチン等の予防接種を、予防接種法に基づき実施します。また、未接種者を把握し、個に応じたアプローチに努めます。
施策名 〔担当課〕	9 新生児等オプショナルスクリーニング【継続】 〔健康増進課〕
内容	新生児マススクリーニング検査（厚生労働省の指導の下、県等が主体となり実施している公的事業で、先天性代謝異常を含む20疾患について検査している。）に含まれない先天性の疾患について、公費助成を行うことで、疾病の早期発見・早期治療につなげます。

(5) 食育の推進

食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食、栄養バランスの偏り、孤食等、食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。また、食の安全性が社会的にも大きな問題となっています。

このため、認定こども園及び学校給食のさらなる充実に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた「食」に関する指導や体験活動等を行い、子どもが食に関する情報を正しく理解し、自らの食生活を考え、望ましい食行動を実践することができるよう、「食育」の推進に取り組みます。

また、大人を含めた一人一人が、食の大切さを考え、健全な食生活を送ることができるよう、地域ぐるみで食育意識の向上に努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 離乳食講習会の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	5 か月児を対象とした離乳食講話や相談を通して、食の基本的な知識や大切さを伝えます。発育状態や食物アレルギー等についても、個々の発育状態に合った個別の食事指導を実施します。 また、授乳・離乳の支援ガイドに基づきパンフレットや資料を活用して情報の提供を行います。
施策名 〔担当課〕	2 認定こども園の給食の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	認定こども園の調理担当、栄養士等と連携を図り、味付けや盛り付け等の工夫、行事の際のおたのしみ給食等、子どもたちが楽しく食べられるよう、様々な食材を提供しながら、認定こども園の給食の充実に努めます。 また、全園児に対しアレルギーの有無を確認し、アレルギーのある場合は、生活管理指導表を作成し、個別対応しています。
施策名 〔担当課〕	3 学校給食の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	栄養教諭及び学校栄養職員、給食員と連携を図り、年4回「金太郎給食の日」を設け、学校給食に対する多くの人の意見を反映しながら、さらなる学校給食の充実に努めます。アレルギーのあるお子さんについては、担任や栄養士が相談を受け、安全・安心な給食を実施します。

施策名 〔担当課〕	4 子どもたちの食育事業【継続】 〔健康増進課〕
内容	栄養バランスについて学ぶこと、食に関心を持つことで、産地や生産者への意識・環境についての理解を深めること、幼児期から健全な食生活の実践すること等を目的に、町内こども園の年長児を対象に食育事業を実施しています。また、食育事業の一環として、食生活に不可欠な歯の役割、衛生管理の必要性について学ぶ歯科教室も実施しています。 子育て中の親世代には、「食に関する正しい知識の普及」にも努めます。
施策名 〔担当課〕	5 農作業体験（教育ファーム）の充実【継続】 〔農業振興課〕
内容	自然からの恩恵や食に関する活動の理解を深めるため、農作業体験（教育ファームやこども園ファーム）等の、教育機関が行う取組を推進するとともに、市民農園の更なる活用に努めます。

(6) 思春期保健対策の充実

思春期は、身体が著しく成長する一方、大人になっていくことに対する理想と現実のギャップに悩む等、精神面では不安定になりやすく、様々な問題が生じやすい時期であるため、思春期の子どもが心身ともに健全に成長できるよう支援していくことが重要です。

近年、思春期における性行動が低年齢化していることを背景に、10代の性感染症や望まぬ妊娠、それに伴う人工妊娠中絶が増加しています。また、未成年での喫煙・飲酒、薬物乱用も社会問題となっています。

このため、性教育、喫煙防止や薬物乱用防止に関する知識の普及・啓発等を推進するとともに、児童・生徒が健康の重要性を理解し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理・改善していく能力を育成する健康教育を推進します。

また、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制等の強化を図ります。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 妊娠・性感染症に関する知識の普及【継続】 〔健康増進課・学校教育課〕
内容	保健所や学校と連携し、妊娠や性感染症に関する知識の普及に努めるとともに学校における性教育活動を支援します。また、「妊娠 SOS」等の妊娠に関する相談窓口の周知を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 相談体制の充実【継続】 〔学校教育課・健康増進課〕
内容	校内の保健室での養護教諭による相談活動を実施し、児童・生徒のサポート体制の充実を図ります。また、必要に応じて保健師も相談に対応します。
施策名 〔担当課〕	3 喫煙・受動喫煙の防止【継続】 〔健康増進課・学校教育課・こども未来課〕
内容	受動喫煙を含め、喫煙が体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努め、家庭内等での分煙、禁煙化の徹底を図り、受動喫煙防止の環境づくりを推進します。
施策名 〔担当課〕	4 薬物等の危険性の啓発と使用阻止【継続】 〔健康増進課・学校教育課〕
内容	薬物乱用防止のためのキャンペーンとして、国が推進する「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」のポスターを掲示し、薬物が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。
施策名 〔担当課〕	5 24 時間電話無料相談の周知【継続】 〔健康増進課〕
内容	医師、保健師、看護師等の専門職による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等について、いち早い相談につなげられるように、24 時間、年中無休で対応する小山町専用フリーダイヤルについて周知に努めます。特に、子ども自らが相談できることを周知し、中高生等の利用促進を図ります。

（7）医療環境の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのためには、安定した小児医療体制の確保は欠くことのできないものです。

町内には病院や診療所があり、初期救急医療、休日・夜間の急病患者については御殿場市救急医療センターが対応しています。

日頃から継続的な医療が受けられるとともに、緊急時にも迅速な医療が受けられるよう、今後も県や近隣の市町、医療機関等との連携を強化し、小児医療のさらなる充実に努めます。

また、入院・通院にかかる医療費助成により、子どもを持つ家庭の経済的な支援に取り組みます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 こども医療の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	子どもの疾病の予防や早期発見を図るため、関係機関と連携し、子どものための医療体制の充実に努めます。また、「こども医療費助成制度」の対象年齢が18歳（18歳に達する日の属する年度の3月31日まで）までであることを周知し、子育て世帯の医療にかかる費用負担の軽減を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 病児・障がい児医療、療育の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	健診事後教室等での発達相談・言語相談での相談対応を通じて、病児、障がい児が、早期から医療・リハビリテーション・療育等を受けることができるように、関係機関と情報を共有し、連携強化を図ります。
施策名 〔担当課〕	3 救急医療の充実【継続】 〔健康増進課〕
内容	広報紙・ホームページ等を活用し、休日の当番医に関する情報を提供します。また、関係機関と広域的な連携のもと、夜間休日対応の救急医療センターで安心して医療が受けられるように対応していきます。

2 子どもの人権を大切にする地域づくり

(1) 子どもの権利に関する理解の醸成

子どもは一人の人間として、大人と同じように自由と権利がありますが、近年は、児童虐待や犯罪被害、いじめの問題等、子どもの人権にかかわる様々な問題が発生し、自殺等の深刻な事態に至ることもあります。

このため、広報紙やホームページや生涯学習の場等を活用して、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を周知し、子どもの権利に関する理解の醸成を図ります。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 子どもの権利条約の周知【継続】 〔こども未来課〕
内容	ポスターやチラシの掲示に加え、ホームページやその他周知できるツールの活用、様々な機会を生かして、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」周知を図ります。

(2) 子どもの居場所・活動の場の充実

近年、児童数の減少や遊び場の不足により、子どもが十分に体を動かしたり、子ども同士が関わりあい、知恵を出し合って遊んだりできる環境が少なくなってきました。

子ども同士の遊びや交流は、健康の増進、人間関係からつくられる情緒面の発達、社会性・協調性の形成等、子どもの心身の成長・発達に必要な多くの要素を身につけていくうえで非常に重要です。

そのため、地域において子どもがよく遊び、健全に成長していけるよう、遊び場、スポーツの場、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる場等、安全で安心して過ごすことのできる環境を創出し、子どもの健全な育成を促進していきます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 放課後児童クラブの充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	保護者の就労等により、放課後帰宅しても家庭に保護者がいない児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

施策名 〔担当課〕	2 放課後こども教室の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	地域の方々の参画を得て、国語や算数、英語等の学習に取り組み、検定を受けることを目標としています。 また、将棋等の文化活動も実施しています。 教室は各小学校区に開設しており、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに学べる環境づくりを推進します。
施策名 〔担当課〕	3 子どものスポーツ活動環境の充実【継続】 〔生涯学習課〕
内容	子どもが様々なスポーツ活動を気軽にできるよう、既存スポーツ施設の設備・備品等の充実に努めるとともに、小・中学校体育館等の地域開放を継続実施します。子どもが身体を動かす楽しみを感じられるよう、未就学児・小学生の体育教室の開催を継続します。また、温水プールの設置を推進します。
施策名 〔担当課〕	4 図書の充実【継続】 〔生涯学習課〕
内容	役場等に移動文庫を設置し、図書館には、赤ちゃん絵本コーナーの設置を継続します。リクエスト図書、リサイクル市、図書館ファンクラブ等、図書のさらなる充実にも努めます。また、絵本の読み聞かせ、ブックスタートパック※¹、セカンドブック配布※²、読書通帳※³の実施等により、幼児や児童生徒の読書習慣の定着に努めます。 ※1 ブックスタートパック: 図書館ボランティアの読み聞かせや、絵本のプレゼントを行います。 ※2 セカンドブック配布: ブックスタートで楽しい絵本の世界と出会われたみなさんが、ますます豊かに深く読書の世界に入っていけるよう小学校入学児に本のプレゼントを行います。 ※3 読書通帳: 図書館で借りた本の履歴や評価を記録できる通帳です。読書履歴が積み上がることで達成感を刺激し、読書意欲の向上・読書習慣の定着につながるよう、セカンドブック配布時に一緒に配布しています。

3 支援を要する子どもや家庭を支える仕組みの充実

(1) 児童虐待及び配偶者暴力（DV）防止対策の充実

しつけを名目にした児童虐待の事件が全国的に相次いで発生しています。児童虐待は判別が難しく、家庭内で行われることが多いため、顕在化しにくく、正確な実態を把握するのは困難といわれています。また、周囲の児童虐待に関する知識・認識不足により見過ごされることや、虐待を受けた子どもがさらなる虐待を恐れて証言しないというケースもあります。国はこうした状況を鑑み、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により、体罰の禁止が明確化されました。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、体罰等によらない子育ての推進に関する啓発を行うとともに、子どもを虐待から守ることについて、住民一人一人に関心と理解を深める啓発活動も行っています。

また、配偶者暴力（DV）と児童虐待が同時に行われている事例等もあり、直接的な暴力を受けていなくても、子どものこころやからだに様々な影響を与える恐れがあるため、相談窓口の周知や、支援体制の強化を図ります。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 虐待防止の啓発活動の推進【継続】 〔こども未来課〕
内容	乳幼児健診会場、町施設及び園、小・中学校、町内医療機関、地域などに対して、虐待防止ポスターの掲示やチラシの配布を行い、地域における啓発に努めます。
施策名 〔担当課〕	2 早期発見・相談支援体制の強化【継続】 〔こども未来課・健康増進課〕
内容	虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護とケア、そして保護者に対する指導・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し、関係機関との連絡調整及び連携強化を図ります。
施策名 〔担当課〕	3 被害にあった子どもへの対策【継続】 〔こども未来課〕
内容	犯罪の被害にあった子どもの心の傷をいやすため、公認心理士・臨床心理士等の専門家と連携し、迅速かつきめ細かなメンタルケアの対応充実を図ります。
施策名 〔担当課〕	4 配偶者暴力（DV）防止対策の推進【継続】 〔社会福祉課・こども未来課〕
内容	相談・保護の必要性が高い親子への、相談窓口周知の啓発活動や支援体制の強化を図ります。

(2) ひとり親、貧困家庭等の自立支援の推進

国は、貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないという決意の下、各種支援を進めています。しかし、子どもの貧困率を始めとする多くの指標で、改善は見られたものの、依然として支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しています。

特に、ひとり親家庭は貧困率が高く、両親が揃っている家庭に比べて、経済的、社会的に不安定になりやすく、様々な問題や悩みを抱えている場合もあります。

このため、令和元年に一部改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策の充実、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、経済的支援や学習支援等、子どもが健やかに成長するために必要な支援を各家庭の状況に応じて実施していきます。

また、ニーズ調査では、経済的支援のニーズが高かったことを踏まえ、子育て世帯の支援についても引き続き行います。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 子どもの居場所づくりの充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	ひとり親家庭においては、親の就労により、学校等から帰ってきた子どもがひとりになる場合が多いため、放課後児童クラブ等安全に過ごせる居場所づくりに努めます。また、パンフレットやホームページ等により、これらのサービスの周知を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 ひとり親家庭を含む経済的な支援が必要な世帯への支援【継続】 〔こども未来課・社会福祉協議会〕
内容	ひとり親家庭を含む経済的な支援が必要な世帯に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭などへの医療費の助成、保育料の減免等の経済的支援を引き続き行うとともに、社会福祉協議会のフードバンクの支援等、支援を必要とする人が必要な制度を活用できるよう、各種制度のパンフレット等を窓口配布する等、制度の周知に努めます。 また、生活困窮等の世帯の子どもたちの健全育成のため、経済的な支援とあわせて、学習支援事業等も関係機関と協力しながら推進します。
施策名 〔担当課〕	3 外国人の子どもに対する支援の推進【継続】 〔学校教育課〕
内容	日本語の指導が必要な外国人の子どもについて、就学状況に関する調査や就学情報の提供及び相談の実施、関係機関及び団体との連携による効果的な就学促進活動の実施に努めます。

施策名 〔担当課〕	4 経済的支援の推進【継続】 〔社会福祉課・こども未来課〕
内容	子育て世帯を対象とした給食費の無償化等により、子育て世帯の経済的支援の充実を図ります。
施策名 〔担当課〕	5 不登校等の引きこもり支援体制の充実【継続】 〔学校教育課・生涯学習課・社会福祉課〕
内容	不登校等による引きこもりの状態になった子どもの早期支援や見守りが行えるように、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者と協力して支援に努めます。

（3）障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもが早期に適切な相談や指導、医療を受けられるように、乳幼児健診等において障がいの早期発見に努めるとともに、親が子どもの成長発達や障がいを正しく理解し受け止め、子どもにとってより良い方向へ導いていけるような体制づくりが必要です。

このため、「おやま障がい者福祉プラン（令和6年3月策定）」に基づき、障がいの有無に関係なくすべての子どもがそれぞれの能力と希望に基づき、生き生きと成長することができるように、福祉サービスや教育環境の充実、地域の支援体制の向上等に努めます。また、支援にあたっては一人一人の状態に応じた適切な支援が受けられるように、相談機関や教育機関等の連携強化を図り、将来の自立や社会参加に向けた様々な支援策を行います。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 障がいのある児童のための支援・施設の整備【継続】 〔こども未来課〕
内容	障がいのある子どもが快適に地域、在宅で生活できるよう、周辺市町・関係機関との連携を図り、日常生活訓練を行う療育施設等の整備や支援体制の確保に努めます。
施策名 〔担当課〕	2 地域療育の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	地域において障がいをもち、支援を必要とする乳幼児の適切な療育ができるよう、自立支援協議会の中での情報共有・支援体制を強化し、認定こども園・療育施設相互の連携と受け入れ体制の整備に努めます。
施策名 〔担当課〕	3 教育・保育体制の強化【継続】 〔学校教育課・こども未来課〕
内容	発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが、適切な教育保育を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、教育体制の充実に努めます。

施策名 〔担当課〕	4 自立生活の支援【継続】 〔こども未来課〕
内容	障がいのある子どもが、できる限り住み慣れた地域で自立的な生活ができるよう、居宅介護や放課後等デイサービス等障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めます。また、日常生活に医療が必要な医療的ケア児の支援体制の充実を関係機関とともに取り組みます。
施策名 〔担当課〕	5 相談体制の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	障がいのある子ども・発達上の課題を抱えた子どもを養育している人が、気軽に相談・指導が受けられるよう相談体制の充実に努めます。
施策名 〔担当課〕	6 経済的支援の充実【継続】 〔社会福祉課〕
内容	支援の充実を図るために、県で定められている助成分のほかに町単独での助成により、保健の向上と生活の安定を図ります。

基本目標3 子どもの成長を共に喜び合える地域社会の形成

1 子育て支援基盤の充実

(1) 子育て支援サービス等の充実

近年、核家族化や情報化が進行し、地域において人と人とのつながりが薄れていく中、身近に相談できる相手や子育てに協力してくれる相手がいない等、不安や悩みを抱え、子育てに負担を感じる人が増えています。また、仕事の関係で転入し、周囲に子育ての支援をしてくれる親族や知人もいないため、子育ての不安や負担、孤立を感じている家庭も少なくありません。

核家族化が進行する中、ニーズ調査では、日常的に子どもをみてくれる親族がいる割合が低下しています。こうした状況を踏まえ、親の就労状況に関わりなく、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実が求められています。

親の育児負担を軽減し、子育て家庭が孤立するのを防ぐため、子育てをする親同士が気軽に集い、交流できる場や子育てに関する相談ができる場の提供を行う等、地域における総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 利用者支援事業(基本型)及びこども家庭センターの設置【新規】 〔こども未来課〕
内容	子どもが健やかに成長することができる地域社会をつくるため、子ども及びその保護者、妊娠している方が、それぞれのニーズに基づき教育・保育・保健・その他の子育て支援事業を選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や、相談・助言を行うとともに、相談の状況に応じて関係機関との連携要請をする事業です。 また、これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と児童福祉が一体となり、切れ目なく、妊婦から18歳までの対応ができる「こども家庭センター」なります。
施策名 〔担当課〕	2 地域子育て支援拠点事業の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	町内6か所の地域子育て支援拠点で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

施策名 〔担当課〕	3 育児講座の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	町内3か所の地域子育て支援拠点で、多くの人が興味をもつテーマの選択を行い、講座を引き続き実施し、参加者の増加に努めていきます。 生涯学習分野での親学講座や、ファミリーサポート受託会員の講習においても、育児に関する講座内容の充実に努めます。
施策名 〔担当課〕	4 育児相談の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	育児に関する日ごろの疑問や心配事等の解消につながるように、こども相談員による町内こども園への巡回相談を実施し、育児相談の充実に図ります。
施策名 〔担当課〕	5 子育て優待カード事業の周知【継続】 〔こども未来課〕
内容	子育ての家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運の醸成と子どもと保護者とのふれあいを深める目的で、18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、協賛店舗・協賛施設において優待カードを提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる子育て優待カード事業について、周知に努めるとともに、協賛店舗の拡大を図ります。
施策名 〔担当課〕	6 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】 〔こども未来課〕
内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するために実施する事業です。こども園に在籍していない、町内在住の生後0歳6か月から3歳未満の児童を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる制度となっています。 この制度を利用するためには、対象児童に該当するか確認して、利用を希望する場合には事前申込みが必要となります。（この事業は、「児童福祉法」の「乳児等通園支援事業」として令和7年4月から施行され、令和8年4月からは「子ども・子育て支援法」の「乳児等のための支援給付」が施行されます。）

(2) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】

【事業の概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために実施する事業です。こども園に在籍していない、町内在住の生後0歳6か月から3歳未満の児童を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる制度となっています。

この制度を利用するためには、対象児童に該当するか確認して、利用を希望する場合には事前申込みが必要となります。（この事業は、「児童福祉法」の「乳児等通園支援事業」として令和7年4月から施行され、令和8年4月からは「子ども・子育て支援法」の「乳児等のための支援給付」が施行されます。）

【現 状】

現在、全国で試行的な取組が行われています。本町においても、制度導入に向けた検討を進めます。

■実績値

各年度3月末時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0-3歳未満の人口(人)	348	316	307	281	262
0-2歳の3就園児(人)	272	256	258	238	221
未就園児(人)	76	60	49	43	41

※令和6年度は、令和6年10月末時点の実績値です。

【今後の方向性】

- ◎ 民間事業者との連携を図り、確保策を検討していきます。
- ◎ 受入れの体制や対応について、安定して取り組むことのできる運営を検討し、実行します。

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A:未就園児の推計(人)	40	39	38	37	36
B:月一定時間(時間)	10	10	10	10	10
A×B÷176(人)	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0
必要スタッフ数(人)	2~3人	2~3人	2~3人	2~3人	2人

※令和6年度の実績を踏まえた未就園児の推計(人)を想定。一月当たりの通園時間を10時間。受入れ可能時間を1人当たり176時間(8時間×22日)として見込み量を算出。

（3）家庭の教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。

しかし近年、社会環境が変化する中、保護者が子育てに自信を持てなかったり、親としての自覚や責任に欠ける状況がみられる等、家庭における教育機能の低下が懸念されています。

そのため、親が家庭の教育的役割や育児についての意識を高めることができるよう、子どもの成長段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、子育てに関する負担感や悩みを軽減できる相談体制の充実等家庭の教育力の向上に向けた取組を行います。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 家庭教育学級の開催【継続】 〔生涯学習課〕
内容	認定こども園、小・中学校の PTA 会員を対象に、家庭教育に関する学習を行う家庭教育学級や講演会を開催する等、家庭教育の充実に努めます。
施策名 〔担当課〕	2 家庭教育の講習会・講演会の実施【継続】 〔生涯学習課〕
内容	子育てやしつけ等の家庭教育のあり方を親が見つめ直す機会として、家庭教育の講習会・講演会を実施します。また、体罰等によらない子育ての推進に関する啓発も行います。

(4) 地域社会における子育て支援

子どもが自らを取り巻く地域社会とのかかわりを持つ機会の減少は、子どもの地域に対する関心の低下や、地域住民における子どもへの関心の低下につながります。

子どもにとって、身近な地域の中で、地域の人々とふれあいながら学べることは多くあり、また、地域で子育てを支えていく社会を実現するためには、地域住民と子どもの交流が大切なため、地域住民による子育て支援活動の推進や交流の場・機会の創出を図ります。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 子どものスポーツ活動環境の充実【継続】 〔生涯学習課〕
内容	NPO 法人小山町スポーツ協会や生涯学習施設指定管理者による親子体操教室、親子スポーツ教室の活動を支援します。
施策名 〔担当課〕	2 文化・芸術鑑賞時の託児の実施【継続】 〔生涯学習課〕
内容	子育て中の親がゆっくり文化・芸術鑑賞ができるよう、事業開催時の託児を実施します。
施策名 〔担当課〕	3 ジュニアリーダースクラブによる若者の育成【継続】 〔生涯学習課〕
内容	小山町子ども会育成連合会と連携し、ジュニアリーダー※の地域イベントへの参画により、行事の手伝いや補助活動等を通じて自主的な子どもの育成に努めます。 ※ ジュニアリーダー:子ども会を卒業した中高生によるボランティア組織。
施策名 〔担当課〕	4 世代間交流の促進【継続】 〔こども未来課〕
内容	核家族化の進行により児童が高齢者等と接する機会が減っているため、児童と高齢者等と交流する機会を促進し、児童の健全な育成に努めます。
施策名 〔担当課〕	5 子育てサークルへの支援【継続】 〔こども未来課〕
内容	子育てサークルが円滑に活動するよう、施設利用時の支援や、必要な情報提供やアドバイス等、ネットワークづくりを促進するためのサークル相互の交流に関する支援を充実します。
施策名 〔担当課〕	6 各種団体活動の支援【継続】 〔生涯学習課〕
内容	子どもの健全育成支援の側面もあるスポーツ少年団、子ども会等の活動を促進するため、活動に対する補助を実施するとともに、活動参加の呼びかけ等の支援を実施します。
施策名 〔担当課〕	7 体験寺子屋事業の推進【継続】 〔生涯学習課〕
内容	家庭を離れた環境で、異年齢での共同生活を通じてお互いの立場を理解し、協力し合う心を育むとともに、地域全体で子どもを育てる地域の教育力の向上を目指し、町内各小学校区単位で実施します。

2 子どもの生きる力の育成

(1) 次代の親の育成

子どもは、将来、家庭を築き、次の世代の子どもを産み育て、未来の社会を支える重要な役目を担っています。しかし、少子化の影響により、子どもと接することがない、あるいは少ないまま親となる人が増えており、子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

次世代の社会を支える中学生・高校生が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、学校や地域で、異世代とふれあう機会を提供します。また、ボランティア活動等様々な社会体験へ参加する機会を広げ、豊かな社会性・人間性をもった若者の育成に努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 体験学習の促進【継続】 〔生涯学習課〕
内容	図書館体験学習や、中学生の職場体験学習を推進し、社会に適應できる若者の育成に努めます。
施策名 〔担当課〕	2 ボランティア活動の促進【継続】 〔生涯学習課〕
内容	地域社会に貢献できる心のやさしい若者を育成するため、中学生ボランティアに各種事業での活躍の場を提供するとともに、より質の高いボランティア育成のために研修会等の実施を継続します。
施策名 〔担当課〕	3 文化・芸術活動の促進【継続】 〔生涯学習課〕
内容	芸術鑑賞会の開催を実施し、児童・生徒が演劇、音楽等の芸術にふれる機会の提供に努めます。
施策名 〔担当課〕	4 情報教育の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	インターネット上の有害サイトの閲覧防止のための取組や、SNSを活用したコミュニケーションツールの適切な使用のための指導等、情報教育の充実を図ります。また、こうした情報ツールにより、いじめ問題の発生や、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が発生しているため、子どもと保護者に対して、スマートフォン等の利用のリスクや対策等についての周知を図ります。
施策名 〔担当課〕	5 ふるさと金太郎博士事業【継続】 〔生涯学習課〕
内容	地域行事への参加や企業見学等地域と関わる活動を通じてふるさとを愛する心を育て、地域の将来を担う人材の育成を目指します。 小学校3年生から中学3年生を対象とし、活動をポイントで評価し、ポイントの合計で「ふるさと金太郎博士」に認定します。

(2) 教育環境等の整備

次世代の担い手である子ども一人一人が、個性と可能性を十分に発揮しながら、心豊かにたくましく成長することができるよう、教育環境の整備・充実を図ることが必要です。

基礎的な学力の定着はもとより、幅広い教育内容の充実を図り、自ら学び考え判断する力、豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成するための教育を推進します。

また、いじめ問題は本町においても認知件数が増加しているため、各学校や校種間でその対応はしていますが、不登校児童対応とあわせて相談体制の充実等さらなる対策の強化を図り、子どもの成長段階に応じた安心して学べる教育環境づくりに取り組みます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 学校施設の整備【継続】 〔学校教育課〕
内容	学校施設の安全性と適切な学習環境の維持と向上を進めるため、国や県の補助制度を活用して施設・設備の改修に努めるとともに、より良い教育環境を提供していくため、施設・備品等の充実に努めます。また、小学校屋外プールを統合し、温水プールを設置します。
施策名 〔担当課〕	2 教育内容の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	各校の教育活動の充実に向け、校内研修や教育課程編成への支援を行います。
施策名 〔担当課〕	3 学校への適応支援対策の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	小学校の生活に円滑に対応できるよう、小学校1年生学級への低学年支援員の配置を継続するとともに、不登校児童生徒に対する支援を推進します。
施策名 〔担当課〕	4 相談体制の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	特別な支援を要する子どもについて、必要とする支援の内容と方法を明らかにするために専門家チームによる巡回相談を実施していきます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談員等による相談活動を実施していきます。児童生徒及び保護者のサポート体制の充実を図ります。
施策名 〔担当課〕	5 就学援助の推進【継続】 〔学校教育課〕
内容	学校との連携を密にし、潜在的な経済的困難世帯の把握に努め、有効かつ適正な援助を実施していきます。
施策名 〔担当課〕	6 学校運営における支援の推進【継続】 〔学校教育課・こども未来課〕
内容	就学前教育と小学校教育との円滑な接続が図れるよう、関係諸機関と連携し、学校における教育活動の円滑かつ適正な運営支援に努めます。

施策名 〔担当課〕	7 安全な通学方法の確保【新規】 〔企画政策課〕
内容	小山中学校と連携し、コミュニティバス（定時運行バス・デマンドバス）の運行を行い、ルートや運行時間帯の改善を進め、安全・安心な通学手段を提供します。
施策名 〔担当課〕	8 いじめ対策・自殺対策等の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、公認心理士・臨床心理士等、子ども相談員の専門員を配置します。また、生徒指導担当者を対象とした研修会を通じ組織的な生徒指導体制の意識啓発を図ります。
施策名 〔担当課〕	9 子どもの体力向上対策の充実【継続】 〔学校教育課〕
内容	子どもの体力向上のため、中学校の部活動支援として、外部アドバイザーを派遣し、充実した部活動の推進を図ります。

3 働きながら子育てすることができる仕組みづくり

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「働き方改革関連法」については、令和元年4月から段階的に施行され、令和6年4月からは企業の大小や業務分野に関係なく適用されており、子育てしやすい環境づくりが進められています。また、コロナ禍を経て定着しつつあるリモートワークは、一つの就労地勢として選択できる場面が増えています。

これらの変化は、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる働き方の推進にとっては追い風となっており、子育て・家事の分担がしやすくなっていくことが期待されます。

そのため、家庭・職場・学校等あらゆる分野で男女共生社会の推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方の見直し等について啓発に努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知【継続】 〔生涯学習課〕
内容	働き方の見直しの必要性や有効性、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を周知します。また、仕事時間と生活時間のバランスの取れた多様な働き方を選択できるように、企業・団体へ広報・周知を行います。さらに、静岡県次世代育成支援企業（こうのとりのカンパニー）認証制度等、県の取組について周知を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 労働環境向上の促進【継続】 〔生涯学習課・商工観光課〕
内容	育児をする女性・男性が円滑に仕事と育児を両立できるよう、企業内の託児所施設の設置促進等、労働環境の向上を企業に働きかけていきます。
施策名 〔担当課〕	3 保育サービス等の充実【継続】 〔こども未来課〕
内容	保育ニーズ等の多様化に対応するため、町内の全園が認定こども園において、スタッフの確保と、町民に利用してもらいやすい保育サービスの提供に努めます。

(2) 女性活躍の推進

働くことを希望する女性も増えており、国においても労働力不足が懸念される中で、女性の職業生活における活躍は重要であり、女性が一層能力を発揮して、働く場における活躍が進むように、平成27年に女性活躍推進法が成立しました。

本町においても、「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」に基づき、女性の社会における活躍の機会充実を図っており、国勢調査やニーズ調査においても、女性の職業生活での活躍が以前よりも進んでいる状況がうかがえます。しかし、旧来の性別固定観念に基づく役割分担意識や男女共同参画社会への理解の不足、更には性の多様性への偏見等の課題も依然として抱えています。

そのため、あらゆる分野において女性の活躍が一層進むように、地域における女性の活躍の機会の充実や、事業者等へ男女共同参画推進のための情報提供等に努めます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 男女共同参画に対する意識の改革【継続】 〔生涯学習課〕
内容	一人一人の個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現のため、広報紙・パンフレット・ホームページ等により、人権尊重及び男女共同参画に関する情報提供や講演会の開催等、理解促進のための活動を行います。
施策名 〔担当課〕	2 男女共同参画の促進【継続】 〔生涯学習課〕
内容	「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」をもとに、男女共同参画社会やダイバーシティ社会の推進に努めます。
施策名 〔担当課〕	3 就労機会の拡充【継続】 〔生涯学習課・商工観光課〕
内容	女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性の就労機会・再就労機会の拡充を図るため、県や関係機関と連携し、パートタイム就労等も含め、各種就職支援情報の提供、職業訓練に関する講座の広報・周知に努め、企業への雇用機会創出の働きかけ等を行います。

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、居住環境や道路、公共施設等の生活基盤の整備が必要です。

このため、子育て家庭へ良質な住宅の提供や、道路、公共施設等におけるバリアフリーの推進等、子育てにやさしい環境整備を推進していきます。

また、通学、通院、買い物などの日常生活に不可欠な公共交通の利便性向上を図ります。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 居住環境の向上【継続】 〔おやまで暮らそう課〕
内容	子どもと子育て世帯の生活基盤となる居住環境の向上に向けて、事業者と連携した良質な住宅提供のための取組を推進します。
施策名 〔担当課〕	2 公共施設等の整備・改善【継続】 〔都市整備課〕
内容	地元有志による「金太郎テラスクラブ」を支援し金時公園を多世代交流の拠点として運営します。また、集落支援員制度を活用し、安全・安心な公園管理や子どもの見守り体制を推進します。 子どもはもちろん、誰もが安全で安心して利用できるよう公園整備と改善を推進します。
施策名 〔担当課〕	3 道路環境の整備・改善【継続】 〔建設課〕
内容	子どもが事故に巻き込まれることのないよう、交通事故の発生を防止する道路の安全対策を推進します。凍結防止剤の散布等凍結事故防止対策や、道路の整備や歩道の確保、交通安全施設の設置を、道路危険箇所の優先順位により、整備・改善を効果的に推進します。
施策名 〔担当課〕	4 公共交通の利便性向上【継続】 〔企画政策課〕
内容	持続可能なコミュニティバスの運営及び利便性の向上に努めるとともに、既存の公共交通との連携（鉄道、路線バスなど）や、新しいモビリティサービス（ライドシェア、カーシェアなど）の検討など、地域全体の公共交通の利便性向上を図ります。

2 犯罪や災害等から子どもの安全を確保する体制の整備

子どもが日常生活の中で、犯罪に巻き込まれる可能性は少なくありません。そのため、子どもを犯罪等による被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等を推進していきます。

また、近年は、地震や風水害、雪害、土砂災害等の大規模な災害が全国的に相次いで発生しており、子どもが被害に遭うケースも多くみられます。そのため、家庭や認定こども園、学校、地域等が連携しながら、災害時における子どもの安全確保の強化を進めていきます。

■推進施策

施策名 〔担当課〕	1 防犯対策の推進【継続】 〔くらし環境課・学校教育課〕
内容	子どもが犯罪に巻き込まれることのないように、御殿場警察署と情報共有を進めながら、御殿場警察署防犯協会主催の不審者対応訓練を主とした防犯教育の実施や町民への注意喚起を継続して行います。さらに、防犯ホイッスルの配布（小学校新1年生を対象）、防犯灯、防犯カメラの設置等により、「安心・安全なまちづくり」を推進します。 また、地域防犯連絡協議会等関係団体と連携した青色回転灯パトロール活動や、子どもが危険を感じた際に駆け込みや避難ができる「かけこみ110番の家」の設置増加及び機能強化を図ります。
施策名 〔担当課〕	2 災害時における児童生徒の安全確保の強化【継続】 〔危機管理局〕
内容	災害時における児童生徒の安全確保のため、防災及び教育、福祉部門が連携し、避難訓練や防災教育の推進に努めるとともに、施設・設備の安全性の確保や避難経路の安全確認、避難方法、保護者との連絡方法の確認等を行い、日頃の防災・減災対策に努めます。 また、乳幼児等のいる家庭の避難体制の向上のため、防災教育推進連携会議などの機会を通じ、各学校、こども園、児童関連施設と自主防災組織との連携強化を図ります。

第2部 各論

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

資料編

資料 1 小山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

資料 2 小山町子ども・子育て会議条例

資料 3 小山町子ども・子育て会議条例施行規則

資料 4 小山町子ども・子育て会議委員

資料 1 小山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	内 容
令和5年11月17日	第1回 小山町子ども・子育て会議 (1) 令和4年度子ども・子育て支援計画の推進状況について (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について (3) 第3期子ども・子育て支援計画策定スケジュールについて (4) こども園の在園者数について
令和6年2月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年3月25日	第2回 小山町子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画ニーズ調査について (2) 子ども子育て支援事業計画策定スケジュールについて
令和6年8月28日	第1回 小山町子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画ニーズ調査について (2) 子ども子育て支援事業計画の各論について (3) 子ども子育て支援事業計画策定スケジュールについて
令和6年11月28日	第2回 小山町子ども・子育て会議 (1) 新計画の各論（案）について (2) 町内こども園の定員について
令和7年1月7日～ 令和7年2月6日	パブリックコメント制度実施
令和7年3月 日	第3回 小山町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 計画（案）修正箇所について (3) その他

資料2 小山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、小山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の会議議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町長の定める課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

資料3 小山町子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小山町子ども・子育て会議条例（平成25年小山町条例第36号）第8条の規定に基づき、子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、委員が会議に出席できない場合であつて、当該委員からあらかじめ申出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 会議における内容は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料4 小山町子ども・子育て会議委員

	役職	氏名	所属	任期
1	会長	岩田 実	学識経験のある者 (元小学校校長)	R4. 4. 1～R8. 3. 31
2	副会長	田邊 尚美	町長が必要と認める者 (小山町民生委員児童委員代表)	R4. 4. 1～R8. 3. 31
4	委員	小林千江子	町長が必要と認める者 (小山町議会文教厚生委員長)	R5. 4. 1～R8. 3. 31
5	委員	湯山 法子	町長が必要と認める者 (町民代表)	R4. 4. 1～R8. 3. 31
6	委員	横山 重久	子どもの保護者 (小山町立認定こども園保護者代表)	R5. 4. 1～R6. 3. 31
		野木 淳一	子どもの保護者 (小山町立認定こども園保護者代表)	R6. 4. 1～R8. 3. 31
7	委員	山崎 豊	子どもの保護者 (小山町 PTA 連絡協議会会長)	R5. 4. 1～R6. 3. 31
		佐藤 吏	子どもの保護者 (小山町 PTA 連絡協議会会長)	R6. 4. 1～R8. 3. 31
8	委員	瀬戸 貢	子ども・子育て支援事業従事者 (小山町放課後児童健全育成会代表)	R4. 4. 1～R8. 3. 31
9	委員	田代 志のぶ	子ども・子育て支援事業従事者 (民間こども園代表)	R4. 4. 1～R8. 3. 31
11	委員	北條 和広	子ども・子育て支援事業従事者 (小山町校長会代表)	R5. 4. 1～R6. 3. 31
		杉山 浩	子ども・子育て支援事業従事者 (小山町校長会代表)	R6. 4. 1～R8. 3. 31
12	委員	斎藤 美栄	子ども・子育て支援事業従事者 (小山町こども園代表)	R4. 4. 1～R6. 3. 31
		村松 千賀子	子ども・子育て支援事業従事者 (小山町こども園代表)	R6. 4. 1～R8. 3. 31

小山町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月